

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年6月1日
(第27期) 至 平成24年5月31日

日本オラクル株式会社

(E05027)

第27期（自平成23年6月1日 至平成24年5月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日本オラクル株式会社

目 次

| | 頁 |
|--------------------------------|-----|
| 第27期 有価証券報告書 | |
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【沿革】 | 3 |
| 3 【事業の内容】 | 4 |
| 4 【関係会社の状況】 | 6 |
| 5 【従業員の状況】 | 6 |
| 第2 【事業の状況】 | 7 |
| 1 【業績等の概要】 | 7 |
| 2 【生産、受注及び販売の状況】 | 10 |
| 3 【対処すべき課題】 | 12 |
| 4 【事業等のリスク】 | 14 |
| 5 【経営上の重要な契約等】 | 17 |
| 6 【研究開発活動】 | 19 |
| 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 | 19 |
| 第3 【設備の状況】 | 21 |
| 1 【設備投資等の概要】 | 21 |
| 2 【主要な設備の状況】 | 21 |
| 3 【設備の新設、除却等の計画】 | 21 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 22 |
| 1 【株式等の状況】 | 22 |
| 2 【自己株式の取得等の状況】 | 46 |
| 3 【配当政策】 | 47 |
| 4 【株価の推移】 | 47 |
| 5 【役員の状況】 | 48 |
| 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 | 52 |
| 第5 【経理の状況】 | 61 |
| 1 【連結財務諸表等】 | 61 |
| 2 【財務諸表等】 | 62 |
| 第6 【提出会社の株式事務の概要】 | 106 |
| 第7 【提出会社の参考情報】 | 107 |
| 1 【提出会社の親会社等の情報】 | 107 |
| 2 【その他の参考情報】 | 108 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 109 |
| 監査報告書 | |
| 内部統制報告書 | |
| 確認書 | |

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月27日

【事業年度】 第27期(自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【電話番号】 03 (6834) 6666

【事務連絡者氏名】 執行役 副社長 最高財務責任者 野坂 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【電話番号】 03 (6834) 6666

【事務連絡者氏名】 執行役 副社長 最高財務責任者 野坂 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

| 回次 | | 第23期 | 第24期 | 第25期 | 第26期 | 第27期 |
|--------------------------------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 決算年月 | | 平成20年 5月 | 平成21年 5月 | 平成22年 5月 | 平成23年 5月 | 平成24年 5月 |
| 売上高 | (百万円) | 114, 112 | 115, 788 | 110, 833 | 132, 724 | 142, 919 |
| 経常利益 | (百万円) | 39, 130 | 39, 030 | 39, 149 | 37, 316 | 40, 480 |
| 当期純利益 | (百万円) | 23, 057 | 22, 740 | 22, 862 | 22, 065 | 23, 709 |
| 持分法を適用した場合の 投資利益 | (百万円) | — | — | — | — | — |
| 資本金 | (百万円) | 22, 282 | 22, 290 | 22, 292 | 22, 301 | 22, 301 |
| 発行済株式総数 | (株) | 127, 087, 571 | 127, 091, 571 | 127, 092, 671 | 127, 097, 471 | 127, 097, 471 |
| 純資産額 | (百万円) | 83, 153 | 84, 079 | 85, 573 | 86, 176 | 60, 438 |
| 総資産額 | (百万円) | 119, 042 | 118, 699 | 125, 951 | 132, 982 | 111, 493 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 652. 44 | 658. 13 | 668. 10 | 671. 67 | 468. 20 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) | (円) | 173 (70) | 170 (70) | 170 (70) | 460 (70) | 75 (—) |
| 1株当たり当期 純利益金額 | (円) | 181. 47 | 178. 94 | 179. 89 | 173. 62 | 186. 55 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益金額 | (円) | 181. 39 | 178. 93 | 179. 88 | 173. 62 | — |
| 自己資本比率 | (%) | 69. 7 | 70. 5 | 67. 4 | 64. 2 | 53. 4 |
| 自己資本利益率 | (%) | 28. 1 | 27. 3 | 27. 1 | 25. 9 | 32. 7 |
| 株価収益率 | (倍) | 25. 13 | 19. 00 | 23. 68 | 20. 45 | 15. 32 |
| 配当性向 | (%) | 95. 3 | 95. 0 | 94. 5 | 264. 9 | 40. 2 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | 22, 815 | 26, 169 | 29, 677 | 22, 651 | 33, 364 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | 14, 202 | △18, 680 | △2, 183 | △ 9, 587 | 24, 822 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | △21, 477 | △21, 966 | △21, 602 | △ 21, 584 | △49, 527 |
| 現金及び現金同等物 の期末残高 | (百万円) | 31, 942 | 17, 464 | 23, 354 | 14, 834 | 23, 493 |
| 従業員数 | (人) | 2, 135 | 2, 226 | 2, 092 | 2, 585 | 2, 586 |

(注) 1 当社は連結財務諸表は作成していませんので、連結経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には消費税等は含まれていません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載していません。

4 第26期(平成23年5月期)の1株当たり配当額には、特別配当297円を含んでおります。

5 第27期(平成24年5月期)における純資産額および総資産額の大幅な減少は、第26期期末配当として1株当たり390円(特別配当297円を含む。うち221円は資本剰余金が原資)を支払ったこと等によるものです。またこれにより、自己資本比率が低下しております。

- 6 第27期(平成24年5月期)より、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第26期(平成23年5月期)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理を行っております。
- 7 第27期(平成24年5月期)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 8 第26期(平成23年5月期)の1株当たり配当額には、上記4に記載のとおり特別配当297円を含んでおります。また、第27期(平成23年5月期)の1株当たり中間配当額は、第27期より配当を期末年1回の実施としているため記載しておりません。

2 【沿革】

| 年月 | 事項 |
|----------|--|
| 昭和60年10月 | 日本市場における、リレーショナルデータベース管理システム「Oracle」をはじめとするソフトウェアプロダクトの販売及び当該ソフトウェアプロダクトの利用を支援する各種サービスの提供を目的として、東京都新宿区に日本オラクル株式会社(資本金1,000千円)を設立。 |
| 平成2年10月 | 本格的な事業活動を開始 |
| 平成4年6月 | 大阪市西区に西日本事業所(現関西支社)を開設 |
| 平成5年7月 | 名古屋市中区に中部事業所(現中部支社)を開設 |
| 平成6年6月 | 東京都千代田区に本社を移転 |
| 平成6年6月 | 福岡市中央区に西部事業所(現九州支社)を開設 |
| 平成8年3月 | 東京都世田谷区に用賀オフィスを開設 |
| 平成8年8月 | 札幌市中央区に北海道支社を開設 |
| 平成9年2月 | 石川県金沢市に中部支社北陸営業所(現北陸支店)を開設 |
| 平成9年6月 | 株式の額面金額を1株50,000円から1株50円に変更するため形式上の存続会社日本オラクル株式会社(旧社名:オーアールエーシーエルイーアクイジッション株式会社)と合併(注) |
| 平成11年2月 | 日本証券業協会に株式を店頭登録(資本金12,164,660千円) |
| 平成12年4月 | 東京証券取引所市場第一部に株式を上場(資本金22,127,910千円) |
| 平成12年5月 | 仙台市青葉区に東北支社を開設 |
| 平成12年7月 | 大阪市北区にトレーニングキャンパス大阪を開設 |
| 平成12年8月 | 沖縄県那覇市に沖縄支社(現沖縄支店)を開設 |
| 平成12年10月 | 東京都渋谷区にトレーニングキャンパス渋谷を開設 |
| 平成17年1月 | 広島県広島市に西日本支社広島営業所(現中国・四国支店)を開設 |
| 平成18年6月 | 兄弟会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社(現日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社、平成24年3月23日に合同会社へ改組。以下、「OIS」)との協業体制を強化し、オラクル・コーポレーションの買収により加わった製品および関連サービス等の取扱窓口を当社に一本化 |
| 平成20年7月 | 本社ビル「オラクル青山センター」が竣工 |
| 平成20年9月 | 東京都港区に本店移転 |
| 平成22年6月 | ハードウェア・システムズ部門を新設し、サーバー、ストレージ製品等の販売や関連サービス等の提供を開始 |

(注) 当社(合併前商号オーアールエーシーエルイーアクイジッション株式会社 昭和57年2月27日設立、株式の額面金額50円)は、日本オラクル株式会社(昭和60年10月15日設立、株式の額面金額50,000円)の株式の額面金額を変更するため、平成9年6月1日を合併期日として、同社を吸収合併し、同社の資産、負債および権利義務の一切を引き継ぎ、同日をもって商号を日本オラクル株式会社に変更しましたが、合併前の当社は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承いたしました。

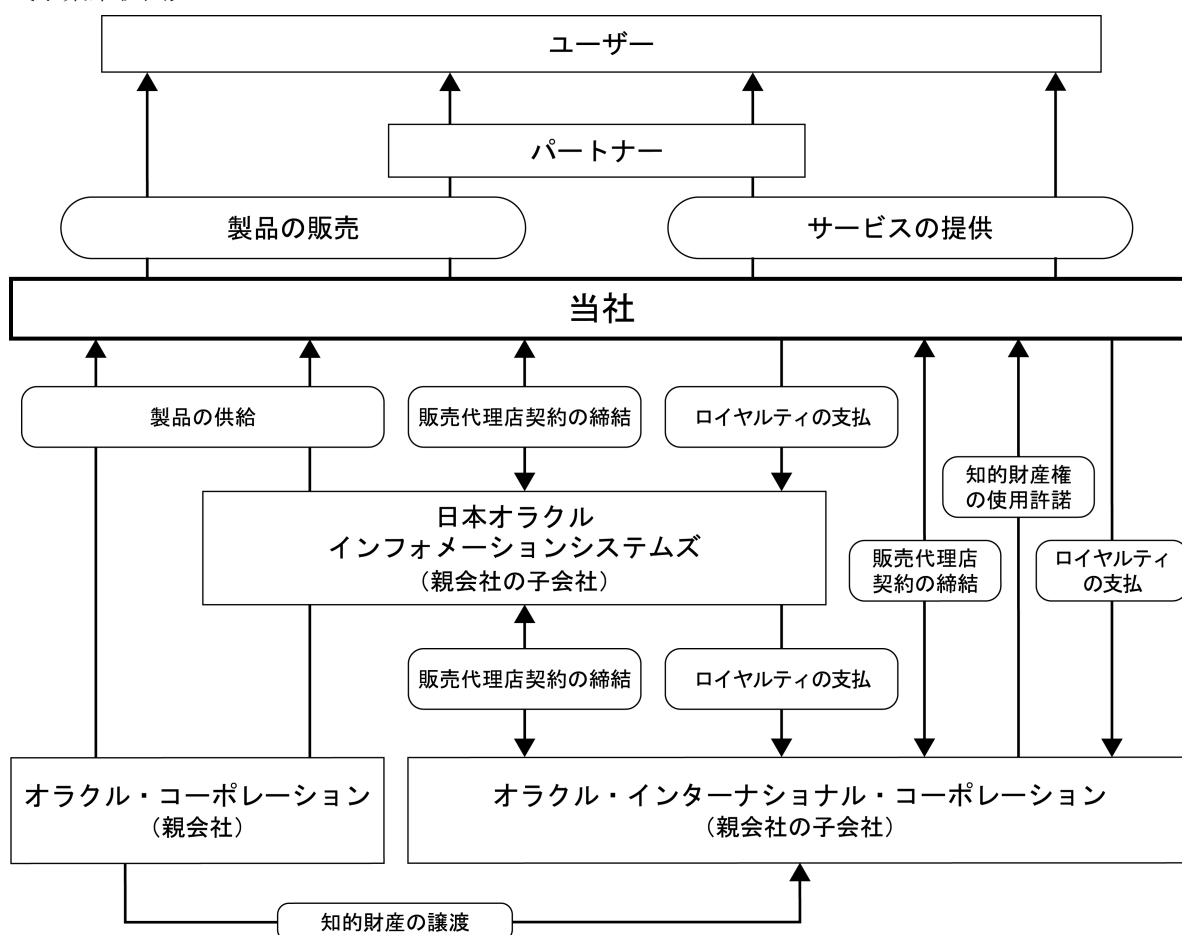
したがって、実質上の存続会社は、被合併会社である日本オラクル株式会社でありますので、記載事項につきましては、特段の記述がない限り、合併前日までは実質上の存続会社について記載しております。なお、事業年度の期数は、実質上の存続会社の期数を継承しております。

3 【事業の内容】

当社は、米国オラクル・コーポレーションを実質的な親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。当企業集団は世界各地で、顧客の事業活動を支え成長を支援するリレーショナルデータベース管理システム、ミドルウェア、およびビジネス・アプリケーション等のソフトウェアおよびハードウェアの販売ならびにこれら製品の導入や利用を支援するための各種サービスの提供を行っております。

また、オラクル・インターナショナル・コーポレーションは、オラクル・コーポレーションから同社の保有するソフトウェア等の知的財産権を譲渡され、それら知的財産権の保有・管理業務ならびに当社を含むオラクル・コーポレーションの子会社との販売代理店契約の締結業務やライセンスの許諾業務等を行っております。日本オラクルインフォメーションシステムズは、オラクル・コーポレーションによる買収製品の日本におけるライセンス許諾権および製品販売権を保有しております。当社は、同社と販売代理店契約を締結し、当該買収製品の販売ならびにこれら製品の利用を支援するための各種サービスの提供を行っております。

〔事業系統図〕



各事業の内容および売上高構成比率は、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 事業内容 | 売上高構成比率(%) | | |
|----------------------------|--|---|---|---|
| | | 第25期 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月 31日) | 第26期 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月 31日) | 第27期 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月 31日) |
| ソフトウェア・ライセンス | | | | |
| データベース& ミドルウェア | OLTP (オンライントランザクション処理)、DWH (データウェアハウス)、BI (ビジネスインテリジェンス) 等様々な目的やアプリケーションに利用されるリレーショナルデータベース管理システム「Oracle Database」、ならびに、高い信頼性と拡張性のあるIT基盤を実現する各種ミドルウェア製品群から構成される「Oracle Fusion Middleware」および開発・管理用ソフトウェアのライセンス販売。 | 31.7 | 25.4 | 26.3 |
| アプリケーションズ | ERP (統合基幹業務管理)、CRM (顧客情報管理)、SCM (サプライチェーンマネジメント)、EPM (企業パフォーマンス管理)、Industry Specific Applications (業界特化型ソリューション) 等を提供する Oracle Applicationsのライセンス販売。 | 2.7 | 3.7 | 3.4 |
| ソフトウェア・ライセンス小計 | | 34.4 | 29.1 | 29.7 |
| アップデート& プロダクト・ サポート | ソフトウェア・ライセンスのアップデート (更新版)、パッチ (プログラム修正) 等の提供およびMy Oracle Support等インターネットや電話を通じた技術サポートの提供。 | 53.4 | 46.7 | 45.5 |
| アップデート&プロダクト・サポート計 | | 53.4 | 46.7 | 45.5 |
| ソフトウェア関連計 | | 87.9 | 75.8 | 75.2 |
| ハードウェア・システムズ | | | | |
| ハードウェア・ システムズ・ プロダクト | SPARCマイクロプロセッサやIntel社のマイクロプロセッサを搭載したサーバー、データ資産をテープやディスク等を利用して安全に管理・保存するストレージおよびOracle Exadata やOracle Exalogic Elastic Cloud等のハードウェアとソフトウェアを統合したEngineered Systemsの販売、ならびにOracle SolarisやOracle Linux等のオペレーティングシステム(OS)やハードウェア関連ソフトウェアの提供。 | — | 2.4 | 7.7 |
| ハードウェア・ システムズ・ サポート | サーバー、ストレージ等の製品の修理、保守、技術サポートおよびOS等関連ソフトウェアへの更新版やパッチの提供。 | — | 9.2 | 6.6 |
| ハードウェア・システムズ計 | | — | 11.6 | 14.3 |
| サービス | | | | |
| クラウドサービス | クラウドサービス (旧 Oracle On Demand) や予防的サポート「アドバンスト・カスタマー・サポート・サービス」等の高付加価値サービスの提供。 | 2.7 | 2.9 | 2.8 |
| エデュケーション サービス | 当社製品の技術資格の認定、システム技術者およびエンドユーザーを対象とした研修事業の提供。 | 1.6 | 1.3 | 1.1 |
| コンサルティング サービス | ユーザーのシステム構築に関する支援のための各種コンサルティングサービスの提供。 | 7.9 | 8.4 | 6.5 |
| サービス計 | | 12.1 | 12.6 | 10.5 |
| 合計 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

(注) 売上高構成比率は単位未満を四捨五入して表示しております。

4 【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

| 名称 | 住所 | 資本金 | 主要な事業内容 | 議決権の被所有割合(%) | 関係内容 |
|---------------------------------|------------|-----------------|---------------------------------------|-------------------------|---|
| (親会社) オラクル・コーポレーション (注) 1 | 米国カリフォルニア州 | 17,489 百万米ドル | ソフトウェアおよびハードウェアの開発・販売、これらに付随するサービスの提供 | 75.0 (75.0) (注) 3 | 当社は当該親会社の開発したソフトウェアおよびハードウェア製品とこれらに付随する関連サービスを日本において販売、提供しております。 役員の受入4名 |
| その他 3社(注) 2 | — | — | — | — | — |

(注) 1 当社の実質的な親会社であり、米国ナスダック証券取引所上場の継続開示会社であります。

2 これらの詳細については、「第7 提出会社の参考情報 1 提出会社の親会社等の情報」に記載のとおりであります。

3 議決権の被所有割合の()内は、間接被所有割合で内数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年5月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 2,586 | 38.7 | 7.1 | 9,650,829 |

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|-------------------|---------|
| ソフトウェア・ライセンス | 994 |
| アップデート&プロダクト・サポート | 339 |
| ハードウェア・システムズ | 338 |
| サービス | 718 |
| 全社(共通) | 197 |
| 合 計 | 2,586 |

(注) 1 上記従業員数は就業人員であり、他社からの受入出向社員(592名)、嘱託社員(2名)を含んでおります。なお、平均年齢、平均勤続年数および平均年間給与には、受入出向社員、嘱託社員は含めておりません。

2 平均年間給与は、賞与を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当期における日本国内の経済環境は、円高、欧州の政府債務危機、タイの水害等の影響もあったものの、東日本大震災後のサプライチェーンの立て直し等により企業活動に持ち直しの動きが見られ、IT投資も回復してまいりました。

このような状況において、当社は、平成23年6月30日に発表いたしました中期経営計画の2つのイニシアチブである、成長戦略「Growth Initiatives」と経営基盤整備の「Foundation」に取り組み、営業体制の強化、パートナー様との協業強化、新製品の積極的な投入等を行い、お客様との関係をより深め、さらなる成長を実現すべく様々な施策を進めてまいりました。

また、平成24年4月に「Oracle OpenWorld Tokyo 2012」と「JavaOne Tokyo 2012」を開催いたしました。オラクルの製品戦略、技術情報、導入事例等をお客様に直接お伝えし、今後のビジネスの拡大につなげる機会といたしました。

このような経営活動の結果、当期の売上高は142,919百万円（前年同期比7.7%増）、営業利益は40,432百万円（前年同期比8.7%増）、経常利益は40,480百万円（前年同期比8.5%増）、当期純利益は23,709百万円（前年同期比7.4%増）となり、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益とも過去最高となりました。

各セグメント別の営業の概況は次のとおりであります。

[ソフトウェア・ライセンス]

売上高は42,452百万円（前年同期比9.8%増）、営業利益は7,106百万円（前年同期比22.0%増）となりました。

当セグメントは企業等のIT基盤に利用されるソフトウェアの新規ライセンスを販売しており、データベース管理ソフトウェアおよび高い信頼性と拡張性のあるIT基盤を実現する各種ミドルウェア製品の新規ライセンスを販売する「データベース&ミドルウェア」、ERP等の業務アプリケーションの新規ライセンスを販売する「アプリケーションズ」から構成されます。

データベース&ミドルウェアの売上高は37,551百万円（前年同期比11.4%増）となりました。

データベース統合、経営情報基盤の刷新、災害対策やBCP(事業継続基盤)構築等の案件を確保し、また、クラウド環境構築やExadata等のエンジニアド・システムの提案を積極的に推進し、主力のデータベース管理ソフトウェアやExadata用ソフトウェア、アプリケーションサーバーを中心としたミドルウェア製品等が堅調に推移いたしました。

平成23年6月には「Oracle Business Intelligence R11.1.1.5」、11月には「Oracle Database Firewall」、平成24年1月には「Oracle WebCenter」を、2月には「Oracle WebLogic Server 12c」を提供開始いたしました。

アプリケーションズの売上高は、経済環境やIFRS(国際財務報告基準)の強制適用時期の動向等を踏まえ、投資に慎重なお客様が見られる一方、企業活動のグローバル化等に対応したIT投資を積極的に行うお客様もあり、4,900百万円（前年同期比1.2%減）となりました。

平成23年7月には「JD Edwards EnterpriseOne」をクラウドで提供するサービスをパートナー様企業との協業により開始、10月には「Oracle Hyperion Financial Management」の短期導入ツール群の最新版「Japan Starter Kit2」、平成24年1月には「PeopleSoft Human Capital Management 9.1」の機能追加パッケージ「PeopleSoft HCM 9.1 Features Pack 2」、2月には「Oracle Global Trade Management」、ならびに「JD Edwards EnterpriseOne」の最新技術基盤「JD Edwards EnterpriseOne Tools 9.1」とスマートフォン専用のアプリケーションを、3月には新しい業務アプリケーション製品群「Oracle Fusion Applications (オラクル・フュージョン・アプリケーションズ)」を発表、5月には経営管理アプリケーション群の最新版「Oracle Enterprise Performance Management System R11.1.2.2」を提供開始いたしました。

[アップデート&プロダクト・サポート]

売上高は64,986百万円（前年同期比4.9%増）、営業利益は34,410百万円（前年同期比5.6%増）となりました。

当セグメントは、ソフトウェア・ライセンスを利用されているお客様に更新版等のアップデートや技術サポートを提供しております。

お客様のIT環境を支え、維持管理コストを削減し、企業価値向上につながる「My Oracle Support」のサービス内容の訴求やパートナー様企業との協業推進等により、新規にライセンスを購入されたお客様からの新規契約と既存のお客様からの契約更新を確保し、堅調に推移いたしました。

[ハードウェア・システムズ]

売上高は20,484百万円（前年同期比32.7%増）、営業利益は1,061百万円（前年同期比0.3%増）となりました。

当セグメントは、サーバー、ストレージ、Exadata等エンジニアド・システムのハードウェアの販売およびそれらのオペレーティングシステム（OS）や関連ソフトウェアを提供する「ハードウェア・システムズ・プロダクト」、ハードウェア製品の技術サポート、修理、メンテナンスの提供およびOS等関連ソフトウェアの更新版等の提供を行う「ハードウェア・システムズ・サポート」から構成されます。

ハードウェア・システムズ・プロダクトの売上高は11,053百万円（前年同期比243.5%増）となりました。従来から取り扱っていたExadataの販売増に加え、旧サン・マイクロシステムズ株式会社（以下サン）がパートナー様企業と締結していた販売代理店契約の当社への移管および変更手続が前年度中に完了したことに伴い、サンのサーバーやストレージ製品の販売が増加いたしました。

平成23年10月には「SPARC T4サーバー」および「SPARC SuperCluster T4-4」を、11月には「Oracle Database Appliance」を、平成24年1月には、ストレージ製品「Pillar Axiom 600」、3月には、「SPARC T4」プロセッサ搭載のエントリ・モデル「Netra SPARC T4サーバー」、高速分析専用のエンジニアド・システム新製品「Oracle Exalytics In-Memory Machine」、4月には、ビッグデータから最大限のビジネス価値を引き出すエンジニアド・システム新製品の「Oracle Big Data Appliance」を、5月には新しい「Sun x86」サーバー製品群を提供開始いたしました。

ハードウェア・システムズ・サポートの売上高は9,430百万円（前年同期比22.8%減）となりました。新たに販売されたハードウェア製品に対するサポート装着率は増加しておりますが、期初のサポート対象期間終了(EOSL)製品の増加により前年同期比減少となりました。また、平成24年4月にはサポート・ポリシーを変更し、システムを長期間利用したいという顧客の要望に対応した新しいライフタイム・サポートポリシーを導入いたしました。

[サービス]

売上高は14,995百万円（前年同期比10.2%減）、営業利益は2,623百万円（前年同期比10.5%減）となりました。

当セグメントは、予防保守サービスやクラウド型サービス等の高付加価値サービスを提供する「クラウドサービス*」、技術者や利用者向けの研修事業や技術資格の認定事業を提供する「エデュケーションサービス」、当社製品の導入支援を行う「コンサルティングサービス」から構成されております。

クラウドサービスの売上高は4,073百万円（前年同期比6.1%増）となりました。付加価値型サービスのAdvanced Customer Support Servicesを中心に堅調に推移いたしました。平成24年3月には、「Oracle Exadata」をオラクルの専門技術者が遠隔地から監視および運用管理を行うクラウド型の運用管理サービス「Oracle Exadata On Demand」を提供開始いたしました。

エデュケーションサービスの売上高は1,562百万円（前年同期比9.6%減）となりました。期初は新卒向けの研修を中心に好調でしたが、景況感の不透明さが強まってきた影響を受けました。平成23年8月には「MySQL」の技術者認定資格試験、12月には「Oracle Solaris 11」の研修コースの提供を開始いたしました。

コンサルティングサービスの売上高は9,359百万円（前年同期比15.9%減）となりました。データベース&ミドルウェアのコンサルティング案件は堅調に推移し、また、アプリケーションズのコンサルティング案件は回復の兆しが見られるものの、一部案件が震災の影響によりキャンセルされたこともあり売上高が減少しました。

* クラウドサービス：従来のアドバンスド・サポートから名称を変更いたしました。

(2) キャッシュ・フロー

当期におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、33,364百万円（前期比10,712百万円増）となりました。これは主に、税引前当期純利益（40,512百万円）の計上、売上債権の減少（2,787百万円）及び前受金の増加（4,423百万円）によるキャッシュ・インがある一方で、法人税等の納付（15,738百万円）等によるキャッシュ・アウトがあった結果によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、24,822百万円（前年同期は9,587百万円の使用）となりました。これはオラクル・コーポレーション（当社の親会社）の子会社であるOracle America, INC. への短期貸付金の回収による収入（37,986百万円）、定期預金の純増加額（13,000百万円）があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、49,527百万円（前期比27,943百万円増）となりました。これは主に配当金の支払いによるものであります。

以上の結果、当期末における現金及び現金同等物は前期末と比べ、8,659百万円増加し、23,493百万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 金額(百万円) | 前期比(%) |
|-------------------|---------|--------|
| ソフトウェア・ライセンス | 17,441 | 11.3 |
| アップデート&プロダクト・サポート | 29,137 | 4.7 |
| ハードウェア・システムズ | 15,115 | 17.2 |
| サービス | 9,828 | △8.8 |
| 合計 | 71,523 | 6.5 |

- (注) 1 金額は、売上原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社の事業はオラクル・コーポレーションの開発した製品の販売およびそれに付随する関連サービスの提供が主体であり、個別受注生産という概念に該当する業務の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(3) 販売状況

| セグメントの名称 | | 販売高(百万円) | 前期比(%) |
|------------------------------|--------------------|----------|--------|
| ソフトウェア・ライセンス | | | |
| | データベース&ミドルウェア | 37,551 | 11.4 |
| | アプリケーションズ | 4,900 | △1.2 |
| | ソフトウェア・ライセンス計 | 42,452 | 9.8 |
| アップデート&プロダクト・サポート | | | |
| | アップデート&プロダクト・サポート計 | 64,986 | 4.9 |
| ハードウェア・システムズ | | | |
| | ハードウェア・システムズ・プロダクト | 11,053 | 243.5 |
| | ハードウェア・システムズ・サポート | 9,430 | △22.8 |
| | ハードウェア・システムズ計 | 20,484 | 32.7 |
| サービス | | | |
| | クラウドサービス | 4,073 | 6.1 |
| | エデュケーションサービス | 1,562 | △9.6 |
| | コンサルティングサービス | 9,359 | △15.9 |
| | サービス計 | 14,995 | △10.2 |
| 合 計 | | 142,919 | 7.7 |

(注) 1 主な相手先別の販売実績および当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前事業年度(第26期) | | 当事業年度(第27期) | |
|-----------------|-------------|-------|-------------|-------|
| | 販売高(百万円) | 割合(%) | 販売高(百万円) | 割合(%) |
| 日本電気株 | 15,523 | 11.7 | 17,202 | 12.0 |
| 伊藤忠テクノソリューションズ株 | — | — | 14,754 | 10.3 |

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社の経営の基本方針である、「ITの新しい価値を創造し、お客様の成功と社会の発展に貢献する」の実現に向け、オラクル・コーポレーションの積極的な製品開発およびM&A戦略の成果を最大限に活用し、「お客様との長期的なパートナーシップの構築」を目指し、成長戦略の推進と経営基盤の整備を進めてまいります。

この実現に向けて、平成26年5月期までの中期経営計画「持続的成長に向けて2014」を立案し、成長を実現する「成長戦略-Growth Initiatives」と経営基盤の強化を推進する「経営基盤-Foundation」の2つの観点からの施策を進めてまいります。

「Growth Initiatives」では、圧倒的な市場シェアを誇るデータベースをはじめとして、ハードウェアからアプリケーションまで、豊富かつ競争力のある製品群をベースに、市場を牽引する「ソリューション展開・提供」と、市場カバレッジと営業力強化を主軸とした「ビジネスモデル」という2つの観点からの施策を進めてまいります。

①ソリューションの展開・提供

1) 次世代ITシステムの提言

システム開発は構築型から設定型へ、かつ簡素化へ、プロジェクト期間は短期間へ、ITリソースは分散から集約へ——“作らないシステム”へのITの潮流変化を体現するEngineered Systems, SOA, Oracle Fusion Applicationsといった製品・ソリューションや仕組みとしてのクラウドコンピューティング実行環境を全て持ち合わせているオラクルの総合価値を提供していくことで、お客様の経営環境変化に貢献していきます。

2) クラウドコンピューティング

Cloud Servicesとして、ソフトウェアをサービスとして提供するSoftware as a Service (SaaS)に加えて、お客様のシステム環境をホスティングおよび管理するサービスを提供し、また、プライベート・クラウドを構築しようとする企業やパブリック・クラウドを構築しようとするサービス・プロバイダーには、Platform as a Service (PaaS) およびInfrastructure as a Service (IaaS)に関する包括的なソリューションを提供します。このような豊富なクラウド・ポートフォリオを展開することで、クラウドコンピューティング市場の成長に向けてリーダーシップを発揮していきます。

②ビジネスモデル

1) 市場へのアプローチ戦略 (Go To Market Model)

お客様にオラクルの総合力をお届けすることでお客様の経営課題の解決を支援し、また、製品の価値を最大限にお届けする専門性を一層強化することで、長期的視点でお客様との真のパートナーシップを構築し強化していきます。またパートナー様との戦略的協業を推し進め、事業拡大を行っていきます。

2) IT戦略全般にわたる深い関係構築 (Engagement Model)

長期契約、包括契約を視野に入れながら、お客様のプロジェクトに最大限に貢献できる体制を整え、相対的なTCO (Total Cost of Ownership, 総所有コスト)削減に貢献いたします。

3) ITライフサイクル全般にわたる関係構築

お客様のITシステムの全体最適化を目指し、コンサルティングから設計、構築、運用・保守に至るまでシステムライフサイクルを総合的にサポートし、お客様の保守・運用コストの削減や、事業価値の最大化につなげることで、事業拡大を目指します。また、お客様の既存システムを有効に活用しながらビジネス変化に柔軟に対応できる企業システムを実現する、技術・製品・ソリューションを提供することで、システムの開発手法含め、ITの新しい形を目指しながら事業拡大を行ってまいります。

「Foundation」では、「Growth Initiative」の実現に向けて、多様かつ専門的な才能を持った人材を育成し、また、グローバルの経営資源を積極的に活用できる総合経営基盤を創出します。

- ・「Oracle Japan Values」を定め、社員の価値観の共通基盤として全社に浸透・定着するよう活動を進めています。
- ・「自由闊達で挑戦意欲、革新性にあふれる文化」と「互いが信頼で結ばれ、称え合うことができる風土」を醸成するために、タウンホールミーティングや各種セッション、イノベーションアワード創設などの取り組みを実施してまいります。
- ・持続的成長には人材の確保とリーダー人材育成が重要であり、その仕組みと運用に注力することで人が育つ会社へと変革してまいります。また、社員個々人が多様な専門スキルの向上ができる環境を整えてまいります。
- ・事業構造の変化に応じた利益管理体制を強化し、間接部門を中心に業務体制の見直しを進めると同時に、会社全体で業務の効率化とスリム化の推進をします。
- ・親会社であるオラクル・コーポレーションが積極的な買収戦略を展開した結果、市場から高い評価を頂いているデータベースをはじめとする従来のオラクル製品に追加して、さまざまな有効なソリューションが提供可能となりました。また、IP(Intellectual Property, 知的財産)を速やかに実装させた製品をご提供すること、また、それを実現する開発力がオラクルの価値の一つであります。日本オラクルは、この強力なオラクル・コーポレーションのIT牽引力・技術力・経験値を有効な経営資源として最大限活用してまいります。

この施策を通じて、売上高、営業利益の高いレベルの成長を実現し、企業価値の極大化に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の経営成績および財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、本項における将来に関する記載は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) オラクル・コーポレーションとの関係

当社は、米国オラクル・コーポレーションを実質的な親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。当社の今後の事業展開等は、同社の経営戦略等の影響を受ける可能性があります。

① オラクル・コーポレーションの製品・技術への依存

当社は、オラクル・コーポレーションの製品やサービスを日本市場に提供しているため、同社の製品・技術に依存しております。従って、同社の新製品・更新版製品の投入や当社が買収した製品の統合が遅れた場合、重大な欠陥や瑕疵が存在した場合、製品やサービス等の提供ポリシー等が変更された場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

② ロイヤルティの料率および適用範囲の変更の可能性

当社は、親会社であるオラクル・コーポレーションの知的財産権の保有・管理を行っているオラクル・インターナショナル・コーポレーションと販売代理店契約、およびオラクル・コーポレーションの子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズと相互に販売許諾契約を結んでおり、これらの契約に基づき、オラクル・コーポレーションより日本市場向けに製品の供給を受け、その対価として当該製品の売上高に対する一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーション、一部製品については日本オラクルインフォメーションシステムズに支払っております。当該ロイヤルティの料率および適用範囲は、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。オラクル・コーポレーションから供給を受ける製品やサービスの内容等の変更、移転価格税制等により、料率または適用範囲が変更となった場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

なお、日米税務当局間の移転価格に関する合意に基づき、前事業年度（第26期）にオラクル・インターナショナル・コーポレーションに対するロイヤルティ料率が引き上げられました。

③ Shared Service Center(シェアードサービスセンター)との関係

当社は、全世界のオラクル・グループの事務管理業務を統合・標準化したシェアードサービスセンターを利用し、経営の効率化を図っております。支払業務や受注業務等の経理業務を同センターに移管しておりますが、同センターの処理能力を超えた場合や、予期せぬ事象等により同センターが適切なサービスを提供できなかった場合等には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

④ 自然災害等によるシステム障害

オラクル・コーポレーションを中心に、オラクル・グループ全体における、システムの最適化および業務手続の統一化により、業務効率化を図るGSI (Global Single Instance) を推進しております。これに伴って、文書保存用のコンピュータ・サーバー、電子メール、購買・調達等様々な社内システムをオラクル・グループ各社と共有しております。日本国内のみならず、日本国外において地震等自然災害によって共有システムに障害等が生じた場合、当社の事業活動に支障が生じ、当社の経営成績および今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。こうした事態を想定し、当社独自の災害発生時の対処、復旧計画、データのバックアップ体制を構築、定期的に内容の見直しを実施するとともに、当社を含む全世界のオラクル・グループ共通のBusiness Continuity Management Program (事業継続マネジメントプログラム) を構築しています。

(2) 特定の売上項目への依存

当社の売上において、リレーショナルデータベース管理ソフトウェア「Oracle Database」に代表されるソフトウェア製品を扱っている「ソフトウェア・ライセンス」セグメントおよび付随する「アップデート&プロダクト・サポート」セグメントの占める割合が高く、また利益への貢献割合が高いことが特徴です。これらの販売が悪化した場合には、当社の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 間接販売(パートナーモデル)への依存

当社の製品は、主に、ハードウェアメーカーやシステムインテグレータ、独立系ソフト開発会社等のパートナー企業との協業によって、販売されております。当社の顧客は、製造業、流通業、金融業、通信業、サービス業、官公庁、教育機関など業種、業態を問わず多岐にわたっており、規模的にも大企業から小規模事業者まで広範囲となっております。当社では、これらの幅広い顧客ニーズにきめ細かく応えるため、パートナー企業を経由した間接販売に注力しており、ソフトウェア・ライセンスにおける間接販売による売上高は、当期において大きな割合を占めております。従って、パートナー企業との安定的信頼関係の維持は、当社の将来にとって重大な意義を持ちます。例えば、パートナー企業との関係が悪化した場合、競合会社が当社のパートナー企業と戦略的提携を行った場合、パートナー企業の財政状態が悪化した場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(4) プロジェクトの管理

当社は、顧客が当社製品を導入する際に、導入計画、システム設計計画、システム運用等の顧客支援作業を提供することがあります。提供に際しては品質、開発期間、採算の管理徹底等、プロジェクト管理の強化を図っておりますが、顧客からの仕様変更や当初見積以上の作業の発生等によりプロジェクトの進捗が当初の計画から乖離した場合、追加費用の発生や納期遅延に伴う違約金が発生し、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(5) クラウドサービス事業等

当社のクラウドサービスでは、親会社、パートナーあるいは顧客のデータセンターにある顧客の情報システムの管理運用業務を提供しています。また、親会社のデータセンターのアプリケーションの機能をSaaSにより顧客に提供しております。これらは顧客の基幹業務にかかる情報システムや重要情報の管理運用を行っており、機器の不具合、災害発生時の対応瑕疵、管理運用に関わる要員の過失等により、顧客の情報システムの停止や重要情報の漏洩等が発生し、顧客業務の遅滞や機会損失が起きた場合、顧客からの損害賠償請求等により、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(6) 競争激化の可能性

当社が事業を展開する情報サービス産業は、競争が激しく、技術革新が急速に進展するため、業界や競合会社の動向によって、当社の経営成績および財政状態等は影響を受ける可能性があります。例えば、新規参入者を含めた競争激化による価格低下圧力の高まり、競合会社の競争優位な新製品の投入や競合会社同士の戦略的提携といった場合には、当社の競争力、市場占有率等に影響を与える可能性があります。

(7) 金融商品に係るリスク

資金の管理・運用については、当社が定める資金管理・運用規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、高格付の有価証券への投資および高格付の金融機関への資金預入等に限定し、高い安全性と適切な流動性の確保をはかっております。投資有価証券については、定期的到时価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。しかしながら、万一、運用先の金融機関の破綻や債券の債務不履行（デフォルト）、投資商品の元本割れ等が発生した場合には、当社の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

営業債権である受取手形、売掛金および未収入金に関しては、当社の与信管理規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、リスク軽減に努めております。しかしながら取引先の財務状況が悪化した場合などには、損失が発生する可能性があります。なお、デリバティブ取引は行わない方針です。

(8) ストックオプション制度

当社は、取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施しております。平成24年5月31日現在、新株予約権の目的となる株式の数は合計で2,050,700株、発行済株式総数の1.6%に相当しております。これらのストックオプションが権利行使されれば、当社の1株当たりの株式の価値が希薄化する可能性があります。

(9) 将来の企業買収・合併

当社は、当社独自の事業戦略あるいは親会社のグローバルな事業戦略の一環で、将来、買収や合併を実施する可能性があります。これに伴い、買収先企業や買収先事業を効果的かつ効率的に当社の事業と統合出来ない可能性や、買収先企業の重要な顧客、仕入先、その他関係者との関係を維持出来ない可能性や買収資産の価値が毀損し、損失が発生する可能性などがあります。このような事象が発生した場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(10) 情報管理

当社は、事業遂行に関連して、多数の個人情報や機密情報を有しています。これらの情報については、社内規程の制定、従業員への教育等管理を徹底しておりますが、予期せぬ事態により流出する可能性が皆無ではなく、このような事態が生じた場合、当社の社会的信用に影響を与えるとともに、その対応のための不測の費用負担や、損害賠償等により、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(11) 法的規制等

当社の事業遂行に際しては、様々な法律や規制の適用を受けております。当社は、これら法律、規制等を遵守すべく、社内体制の確立や従業員教育等に万全を期しておりますが、万一当社に対して訴訟や法的手続きが行われた場合には、多額の訴訟対応費用の発生や、損害賠償金の支払の可能性がります。このような場合、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 親会社の子会社との契約

①オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの販売代理店契約

| | |
|-------|---|
| 契約の名称 | 販売代理店契約 |
| 契約年月日 | 平成14年3月1日 |
| 契約期間 | 平成14年3月1日から開始し、原則としてオラクル・コーポレーションの当社に対する支配権に重大な変更がない限り、無期限に存続する。 |
| 契約相手先 | オラクル・インターナショナル・コーポレーション (米国カリフォルニア州) |
| 契約内容 | <p>① オラクル・インターナショナル・コーポレーションは当社をオラクル製品の日本市場における総代理店として任命する。</p> <p>② オラクル・インターナショナル・コーポレーションは当社に対して以下を許諾する。</p> <p>(a) オラクル製品を日本国内のエンドユーザーに販売促進、宣伝および使用許諾する権利</p> <p>(b) 日本国内において二次代理店を任命し、当該二次代理店にオラクル製品を使用許諾させる権利を許諾する権利</p> <p>(c) オラクル製品を日本市場に適合させるために、プログラムのソースコードを修正する権利</p> <p>(d) オラクル・インターナショナル・コーポレーションが権利を有する商標等を、オラクル製品を日本市場において販売促進、宣伝および使用許諾する目的のために、使用する権利</p> <p>③ 当社は、契約対象の売上高に対する一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーションに支払う。</p> |

②-(i) 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社との販売代理店契約（ソフトウェア）

| | |
|-------|---|
| 契約の名称 | 販売代理店契約（オラクル・パートナー契約） |
| 契約年月日 | 平成19年5月31日 |
| 契約期間 | 平成19年6月1日から開始し、契約当事者の一方が30日前までに解約を申し込まない限り有効に存続 |
| 契約相手先 | 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社（東京都港区） |
| 契約内容 | <p>① 親会社を買収した企業の製品の販売や技術サポート等を日本国内のエンドユーザーおよび販売代理店に対して行うこと。</p> <p>② 契約対象の売上高に対する一定割合のロイヤルティを支払うこと。</p> |

（注）当社と日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社とは、相互に販売代理店契約を締結していません。

②-(ii) 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社との販売代理店契約（ハードウェア）

| | |
|-------|---|
| 契約の名称 | 販売代理店契約（オラクル・パートナー契約） |
| 契約年月日 | 平成23年6月7日 |
| 契約期間 | 平成22年6月1日から開始し、契約当事者の一方が90日前までに解約を申し込まない限り有効に存続 |
| 契約相手先 | 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社（東京都港区） |
| 契約内容 | ① 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社は当社をハードウェア・システムズ・プロダクトおよび関連サービスの販売の日本における代理店として任命する。 ② 当社は、ハードウェア・システムズ製品および関連サービスに関し一定の金額で日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社より購入する。 |

(2) パートナーとの販売代理店契約

オラクル・パートナー契約

当社は、販売代理店（パートナー）と販売代理店契約を締結し、パートナーが当社製品をエンドユーザーに販売し、また、エンドユーザーに対する技術サポートを提供する権利を付与しており、主なものは以下のとおりです。

| 相手先 | 対象製品 | 契約年月日 | 契約期間 |
|--------------------------|------------------|--------------------------|-------------------------------|
| (株)アシスト | ソフトウェア | 平成22年10月1日 | 平成25年9月30日まで |
| 伊藤忠テクノソリューションズ(株) (注) | ソフトウェア ハードウェア | 平成22年5月1日 平成22年10月16日 | 平成24年6月30日まで 平成25年10月15日まで |
| 新日鉄ソリューションズ(株) | ソフトウェア ハードウェア | 平成22年6月1日 平成22年10月16日 | 平成24年8月31日まで |
| 東芝ソリューション(株) | ソフトウェア ハードウェア | 平成22年8月1日 平成23年3月1日 | 平成24年9月30日まで |
| 日本電気(株) | ソフトウェア ハードウェア | 平成22年9月1日 平成23年3月1日 | 平成25年8月31日まで |
| 日本ヒューレット・パッカード(株) | ソフトウェア | 平成24年5月1日 | 平成26年4月30日まで |
| 日本ユニシス(株) | ソフトウェア ハードウェア | 平成24年4月1日 | 平成26年3月31日まで |
| 日立電子サービス(株) | ソフトウェア ハードウェア | 平成22年10月1日 平成23年3月1日 | 平成25年9月30日まで |
| 富士通(株) | ソフトウェア | 平成22年9月1日 | 平成25年8月31日まで |

(注) 伊藤忠テクノソリューションズ(株)との販売代理店契約は、ソフトウェア、ハードウェアともに平成24年7月1日付で平成26年4月30日までの2年間、更新契約を締結しております。

6 【研究開発活動】

当社は、オラクル・コーポレーションが開発した製品の国内市場における販売と、これらに付随する関連サービスの提供を主たる業務としているため、当社独自の研究開発活動は行っておりません。

製品の研究開発は、オラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、オラクル・コーポレーションとの緊密な協力により、当社は新商品開発の初期の段階から参画することで、日本市場に適合した商品開発が行われております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項における将来に関する記載は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表等の作成にあたっては、期末日における資産および負債、会計期間における収益および費用に影響を与えるような仮定や見積りを必要とします。過去の経験および状況下において妥当と考えられた見積りであっても、仮定あるいは条件の変化により、実際の結果と異なる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

① 売上高

142,919百万円（前年同期比7.7%増）となりました。

当期における売上の状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)「業績」」をご参照下さい。

② 営業利益および経常利益

売上総利益は71,395百万円（前年同期比8.9%増）、売上総利益率は50.0%（前年同期比0.6ポイントアップ）となりました。これはサービスの売上が減少する一方、販売代理店契約の移管が前事業年度下半期に完了したハードウェア・システムズの売上が当事業年度を通じて計上されたこと、粗利益率の高いソフトウェア関連事業の売上が伸長したこと等によります。販売費及び一般管理費は、営業強化による人件費の増加等により増加しました。この結果、営業利益は40,432百万円（前年同期比8.7%増）、営業利益率は28.3%（前年同期比0.3ポイントアップ）となりました。

受取利息42百万円（前期比54百万円減）を営業外収益に計上したことなどにより、経常利益は40,480百万円（前年同期比8.5%増）となりました。

③ 当期純利益

特別利益として新株予約権戻入益（44百万円）等、特別損失として、事業構造改善費用（19百万円）を計上しました。

以上の結果、当期純利益は23,709百万円（前年同期比7.4%増）となりました。

(3) 財政状態の分析

① 資産および負債・純資産の状況

当期末における総資産は111,493百万円（前事業年度末比21,489百万円減）となりました。流動資産は68,375百万円（前事業年度末比20,208百万円減）となりました。これは、期末配当の支払い等によるものです。

負債は51,054百万円（前事業年度末比4,248百万円増）、純資産は60,438百万円（前事業年度末比25,737百万円減）となりました。この純資産の減少は、期末配当（1株当たり390円、うち普通配当93円、特別配当297円）を平成23年8月26日に支払った結果、利益剰余金が21,478百万円、資本剰余金が28,087百万円減少したこと等によるものです。この結果、自己資本比率は53.4%（前事業年度末比10.8ポイントダウン）となりました。

② キャッシュ・フロー

当期におけるキャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当期における設備投資の総額は260百万円であります。その主な内容はコンピュータ機器類や器具備品等の購入によるもの247百万円であります。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得および差入保証金の支払を含んでおります。また、主要な設備は各セグメントが共用しているため、セグメント別の設備投資の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

| 事業所 | 設備の内容 | 帳簿価額（百万円） | | | | | 従業員数 （人） |
|---------------|----------------|-----------|-------------------|-------------------|-----|--------|-------------|
| | | 建物 | 土地 （面積 ㎡） | 工具、器 具及び備 品 | その他 | 合計 | |
| 本社 （東京都港区） | 統括業務施設 販売施設 | 14,114 | 26,057 (6,449) | 948 | 20 | 41,140 | 2,255 |

- （注） 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。
2. 土地の面積は総敷地面積を記載しております。当該敷地に対する当社の持分割合は2,902,571分の1,984,560であり、持分面積は4,410㎡であります。
3. 上記の建物内に自社所有部分とは別に、賃借部分があり、当期の当該賃借料は1,044百万円（転貸部分を含む）であります。
4. 主要な設備は各セグメントが共用しているため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 511,584,909 |
| 計 | 511,584,909 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在 発行数(株) (平成24年5月31日) | 提出日現在 発行数(株)(注)1 (平成24年8月27日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|------|
| 普通株式 | 127,097,471 | 127,097,471 | 東京証券取引所 市場第一部 | (注)2 |
| 計 | 127,097,471 | 127,097,471 | — | — |

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成24年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成14年9月24日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成24年7月31日) |
|-------------------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 1,372個 | 1,338個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 137,200株 | 133,800株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 3,870円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 3,870円 資本組入額 1,935円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日(平成14年10月1日)の属する月の前月(平成14年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議(平成15年9月24日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成24年7月31日) |
|---|------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 1,503個 | 1,470個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 150,300株 | 147,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 5,931円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 5,931円 資本組入額 2,966円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項 | — | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,931円は発行日(平成15年10月1日)の属する月の前月(平成15年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ)平成16年8月25日定時株主総会決議(平成16年9月28日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成24年7月31日) |
|---|------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 1,479個 | 1,434個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 147,900株 | 143,400株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 5,583円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年10月1日から 平成26年8月25日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 5,583円 資本組入額 2,792円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項 | — | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,583円は発行日(平成16年10月1日)の属する月の前月(平成16年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,583円と発行日の終値5,500円との比較により、5,583円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(二)平成17年8月24日定時株主総会決議(平成17年9月28日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成24年7月31日) |
|---|------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 1,786個 | 1,734個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 178,600株 | 173,400株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 5,000円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年10月1日から 平成27年8月24日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 5,000円 資本組入額 2,500円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項 | — | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成17年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,000円は発行日の属する月の前月(平成17年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,840円と発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日、すなわち平成17年9月30日)の終値5,000円との比較により、5,000円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(ホ) 平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成24年7月31日) |
|--|-------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(注) 1 | 1,613個 | 1,576個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注) 1 | 161,300株 | 157,600株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注) 2 | 5,490円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年12月25日から 平成28年8月29日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5 | 発行価格 7,222円 資本組入額 3,611円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注) 4 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,490円は発行日(平成18年12月25日)の属する月の前月(平成18年11月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,419円と発行日の終値5,490円との比較により、5,490円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額5,490円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,732円を合算しております。

(へ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成24年7月31日) |
|---|-------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 1,855個 | 1,815個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 185,500株 | 181,500株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 5,240円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年10月15日から 平成29年8月29日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5 | 発行価格 6,725円 資本組入額 3,363円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成19年10月12日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,240円は発行日(平成19年10月15日)の属する月の前月(平成19年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,104円と発行日の終値5,240円との比較により、5,240円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成21年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成23年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額5,240円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,485円を合算しております。

(ト)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年6月27日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成24年7月31日) |
|---|------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 340個 | 340個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 34,000株 | 34,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 4,679円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年6月30日から 平成29年8月29日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5 | 発行価格 5,572円 資本組入額 2,786円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年6月27日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(へ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額4,679円は発行日(平成20年6月30日)の属する月の前月(平成20年5月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,679円と発行日の終値4,330円との比較により、4,679円としたものであります。
- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成22年6月30日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成24年6月30日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 「(へ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,679円と新株予約権付与時における公正な評価単価893円を合算しております。

(チ) 平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成24年7月31日) |
|--|-------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(注) 1 | 2,192個 | 2,166個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注) 1 | 219,200株 | 216,600株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注) 2 | 4,787円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年10月15日から 平成30年9月30日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5 | 発行価格 5,523円 資本組入額 2,762円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注) 4 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年9月30日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,787円は発行日(平成20年10月15日)の属する月の前月(平成20年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,787円と発行日の終値4,110円との比較により、4,787円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成22年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成24年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,787円と新株予約権付与時における公正な評価単価736円を合算しております。

(リ)平成20年8月22日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年12月23日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成24年7月31日) |
|---|-------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 50個 | 50個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 5,000株 | 5,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 3,819円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年1月15日から 平成30年12月23日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5 | 発行価格 4,469円 資本組入額 2,235円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年12月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(チ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額3,819円は発行日(平成21年1月15日)の属する月の前月(平成20年12月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,819円と発行日の終値3,640円との比較により、3,819円としたものであります。
- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成23年1月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成25年1月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 「(チ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,819円と新株予約権付与時における公正な評価単価650円を合算しております。

(ヌ)平成21年8月27日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成21年9月25日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成24年7月31日) |
|---|-------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 2,491個 | 2,443個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 249,100株 | 244,300株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 3,930円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年10月15日から 平成31年9月25日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5 | 発行価格 4,579円 資本組入額 2,290円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成21年9月25日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,930円は発行日(平成21年10月15日)の属する月の前月(平成21年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,812円と発行日の終値3,930円との比較により、3,930円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成23年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成25年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,930円と新株予約権付与時における公正な評価単価649円を合算しております。

(ル)平成21年8月27日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成22年6月30日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成24年7月31日) |
|---|------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 100個 | 100個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 10,000株 | 10,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 4,640円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年7月15日から 平成32年6月30日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5 | 発行価格 5,318円 資本組入額 2,659円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成22年6月30日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,640円は発行日(平成22年6月30日)の属する月の前月(平成22年5月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,454円と発行日の終値4,640円との比較により、4,640円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成24年7月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成26年7月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,640円と新株予約権付与時における公正な評価単価678円を合算しております。

(フ)平成22年8月26日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成22年9月22日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成24年7月31日) |
|---|-------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 2,712個 | 2,650個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 271,200株 | 265,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 4,338円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年10月15日から 平成32年9月22日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5 | 発行価格 4,872円 資本組入額 2,436円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成22年9月22日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,338円は発行日(平成22年10月15日)の属する月の前月(平成22年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,338円と発行日の終値3,665円との比較により、4,338円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成24年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成26年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,338円と新株予約権付与時における公正な評価単価534円を合算しております。

(ワ)平成23年8月25日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成23年9月13日取締役会決議)

| | 事業年度末現在 (平成24年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成24年7月31日) |
|---|------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(注)1 | 3,014個 | 2,974個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)1 | 301,400株 | 297,400株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)2 | 2,698円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成25年9月28日から 平成33年9月13日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5 | 発行価格 3,222円 資本組入額 1,611円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)4 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成23年9月13日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

2,698円は発行日(平成23年9月28日)の属する月の前月(平成23年8月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値2,489円と発行日の終値2,698円との比較により、2,698円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成25年9月28日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成27年9月28日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額2,698円と新株予約権付与時における公正な評価単価524円を合算しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|-----------------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成19年6月1日～ 平成20年5月31日 (注) 1 | 35,100 | 127,087,571 | 68 | 22,282 | 68 | 33,720 |
| 平成20年6月1日～ 平成21年5月31日 (注) 1 | 4,000 | 127,091,571 | 7 | 22,290 | 7 | 33,728 |
| 平成21年6月1日～ 平成22年5月31日 (注) 1 | 1,100 | 127,092,671 | 2 | 22,292 | 2 | 33,730 |
| 平成22年6月1日～ 平成23年5月31日 (注) 1 | 4,800 | 127,097,471 | 9 | 22,301 | 9 | 33,739 |
| 平成23年8月25日 (注) 2 | — | 127,097,471 | — | 22,301 | △28,087 | 5,652 |

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取り崩し、「その他資本剰余金」に振り替えたものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年5月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満 株式の状 況 (株) |
|-----------------|--------------------|--------|--------------|------------|-----------|-----|-----------|-----------|--------------------------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | 0 | 53 | 30 | 596 | 296 | 34 | 41,281 | 42,290 | — |
| 所有株式数 (単元) | 0 | 58,536 | 7,888 | 8,248 | 1,048,416 | 78 | 142,625 | 1,265,791 | 518,371 |
| 所有株式数 の割合(%) | 0.0 | 4.6 | 0.6 | 0.7 | 82.8 | 0.0 | 11.3 | 100.0 | — |

(注) 1 自己株式5,085株は、「個人その他」に50単元および「単元未満株式の状況」に85株を含めて記載しております。

2 「その他の法人」および「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ21単元および50株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年5月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|--|---|---------------|------------------------------------|
| オラクル・ジャパン・ホールディング・インク | 500 Oracle Parkway, Redwood Shores, California, U.S.A (東京都千代田区丸の内3丁目3番1号) | 94,967 | 74.7 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 3,380 | 2.7 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 788 | 0.6 |
| ステートストリートバンクウェスト ペンションファンドクライアントツエ グゼンプト | 1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171 U.S.A (東京都中央区月島4丁目16番13号) | 701 | 0.6 |
| ジェービーエムシービーオムニバス ユーエスペンショントリートイー ジャスデック380052 | 270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号) | 599 | 0.5 |
| ノーザントラストカンパニー(エイ ブイエフシー) アカウトユーエス エル | 50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号) | 595 | 0.5 |
| SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS | 338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号) | 535 | 0.4 |
| ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー505225 | P. O. BOX351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号) | 475 | 0.4 |
| ステートストリートバンクウェスト クライアントトリートイー | 1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171 U.S.A (東京都中央区月島4丁目16番13号) | 408 | 0.3 |
| ジェービーエムシービーユーエスエ ーレジデンツペンションジャスデッ クarend385051 | 270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号) | 361 | 0.3 |
| 計 | — | 102,813 | 80.9 |

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式は、以下のとおりであります。

| | |
|----------------------|---------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 3,134千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 694千株 |

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年5月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|---------------------------|-----------|----|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 5,000 | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 126,574,100 | 1,265,741 | — |
| 単元未満株式 | 普通株式 518,371 | — | — |
| 発行済株式総数 | 127,097,471 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 1,265,741 | — |

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,100株(議決権の数21個)含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成24年5月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 日本オラクル株式会社 | 東京都港区北青山2丁目 5番8号 | 5,000 | — | 5,000 | 0.0 |
| 計 | — | 5,000 | — | 5,000 | 0.0 |

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるもの、ならびに会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

- ①旧商法第280条ノ20および280条ノ21の規定に基づき、当社取締役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、定時株主総会において決議されたものは次のとおりであります。

(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成14年8月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 第1回発行分(平成14年9月24日取締役会決議) 当社の取締役(社外取締役を除く) 6名 当社の従業員 1,553名 第2回発行分(平成14年11月19日取締役会決議) 当社の従業員 1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 株式の数 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) その他細目については、平成14年8月21日開催の第17回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議

| | |
|------------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成15年8月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 第1回発行分(平成15年9月24日取締役会決議) 当社の取締役(社外取締役を除く) 3名 当社の従業員 1,400名 第2回発行分(平成16年1月9日取締役会決議) 当社の従業員 2名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 株式の数 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | — |

(注) その他細目については、平成15年8月21日開催の第18回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ハ)平成16年8月25日定時株主総会決議

| | |
|------------------------------|------------------------------------|
| 決議年月日 | 平成16年8月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役(社外取締役を除く) 3名 当社の従業員 888名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 株式の数 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 発行する新株予約権の総数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | — |

(注) その他細目については、平成16年8月25日開催の第19回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(二)平成17年8月24日定時株主総会決議

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成17年8月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 第1回発行分(平成17年9月28日取締役会決議) 当社の従業員 1,166名 第2回発行分(平成18年3月23日取締役会決議) 当社の従業員 1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 株式の数 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 発行する新株予約権の総数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) その他細目については、平成17年8月24日開催の第20回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

②会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、執行役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、定時株主総会において決議されたものは次のとおりであります。

(イ)平成18年8月29日定時株主総会決議

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成18年8月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 第1回発行分(平成18年12月21日取締役会決議) 当社の従業員 1,135名 当社の取締役(社外取締役を除く) 3名 第2回発行分(平成19年9月27日取締役会決議) 当社の取締役(社外取締役を除く) 2名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 株式の数 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 発行する新株予約権の総数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) その他細目については、平成18年8月29日開催の第21回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ロ)平成19年8月29日定時株主総会決議

| | |
|------------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成19年8月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 第1回発行分（平成19年10月12日取締役会決議） 当社の従業員 1,055名 第2回発行分（平成20年6月27日取締役会決議） 当社の従業員 1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 株式の数 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 発行する新株予約権の総数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | — |

(注) その他細目については、平成19年8月29日開催の第22回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ハ)平成20年8月22日定時株主総会決議

| | |
|------------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成20年8月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 第1回発行分（平成20年9月30日取締役会決議） 当社の従業員 472名 当社の取締役(社外取締役以外) 3名 当社の社外取締役 2名 第2回発行分（平成20年12月23日取締役会決議） 当社の従業員 1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 株式の数 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 発行する新株予約権の総数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | — |

(注) その他細目については、平成20年8月22日開催の第23回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(二)平成21年8月27日定時株主総会決議

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成21年8月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 第1回発行分（平成21年9月25日取締役会決議） 当社の従業員 492名 当社の社外取締役 2名 当社の執行役 2名 第2回発行分（平成22年6月30日取締役会決議） 当社の従業員 1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 株式の数 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 発行する新株予約権の総数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) その他細目については、平成21年8月27日開催の第24回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ホ)平成22年8月26日定時株主総会決議

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成22年8月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 第1回発行分（平成22年9月22日取締役会決議） 当社の従業員 460名 当社の社外取締役 2名 当社の執行役 2名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 株式の数 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 発行する新株予約権の総数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) その他細目については、平成22年8月26日開催の第25回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(へ)平成23年8月25日定時株主総会決議

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成23年8月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 第1回発行分（平成23年9月13日取締役会決議） 当社の従業員 255名 当社の社外取締役 2名 当社の執行役 2名 第2回発行分（平成24年6月26日取締役会決議） 当社の従業員 1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 株式の数 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 発行する新株予約権の総数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) その他細目については、平成23年8月25日開催の第26回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ホ)平成24年8月24日定時株主総会決議

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成24年8月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 当社の執行役 当社の従業員 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 株式の数 | 330,000株を上限とする。(注)1 |
| 発行する新株予約権の総数 | 3,300個を上限とする。(注)2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | (注)3 |
| 新株予約権の行使期間 | 新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後10年を経過する日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとする。

- 2 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、(注)1に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 3 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

上記に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後払込金額は、当該株主総会の承認の直後に、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した新株予約権者(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)に対しては、交付する株式数を次の算式により調整し、この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前払込金額} - \text{調整後払込金額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後払込金額}}$$

また、割当日後、普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く。)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、合併または会社分割等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整することができるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - ① 新株予約権の割当日から2年経過した日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 新株予約権の割当日から4年経過した日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- 5 その他の新株予約権の募集事項および細目については、本総会決議および今後の取締役会または取締役会の決議により委任を受けた執行役の決定に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。また、付与対象者の区分ごとの人数については、今後の取締役会の決議に基づき定めるところとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|-----------------|--------|----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 350 | 989,950 |
| 当期間における取得自己株式 | 50 | 152,500 |

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|--------|------------|--------|------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| その他(注)2 | 200 | 912,500 | — | — |
| 保有自己株式数 | 5,085 | — | 5,135 | — |

(注) 1 当期間の株式数ならびに処分価額の総額には、平成24年8月1日からこの有価証券報告書提出日までに処分した株式ならびにその価額は含まれておりません。

2 当該処分は会社法第194条第1項の規定に基づく単元未満株主の売渡請求による売り渡しによるものです。

3 当期間における保有自己株式数には、平成24年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

剰余金の配当については、当社の事業計画に必要な資金需要、業績、キャッシュ・フローのバランスを総合的に勘案し、自己資本比率、株主資本利益率等の財務指標を妥当な水準に維持し、経営の自由度を確保しながら、安定的な配当の継続により株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。この方針に基づき当面、配当性向は概ね40%を目指します。なお、配当にかかわる事務コストを最小化するため、配当の実施は年1回期末のみとさせていただきます。剰余金の配当方法については金銭での配当といたします。

自己株式の取得、準備金の額の減少、剰余金その他の処分については、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切な対応をいたします。

当社の剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当期の配当金につきましては、1株当たりの期末配当金を75円（配当性向40.2%）とさせていただきます。

当社は、「取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨ならびに「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) |
|----------------------|-------------|-------------|
| 平成24年7月20日 取締役会決議 | 9,531 | 75 |

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第23期 | 第24期 | 第25期 | 第26期 | 第27期 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 平成20年5月 | 平成21年5月 | 平成22年5月 | 平成23年5月 | 平成24年5月 |
| 最高(円) | 5,490 | 5,020 | 4,705 | 4,715 | 3,540 |
| 最低(円) | 4,450 | 2,995 | 3,300 | 3,120 | 2,310 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成23年12月 | 平成24年1月 | 平成24年2月 | 平成24年3月 | 平成24年4月 | 平成24年5月 |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 最高(円) | 2,709 | 2,698 | 2,935 | 3,165 | 3,170 | 3,110 |
| 最低(円) | 2,512 | 2,500 | 2,663 | 2,857 | 3,025 | 2,764 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-----|----------------------------|-------|-------------|---|-------|---------------|
| 取締役 | 指名委員会 委員 報酬委員会 委員 | 遠藤 隆雄 | 昭和29年1月19日生 | 昭和52年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成13年3月 同社取締役 インダストリアル・サービス事業部長 平成14年4月 同社取締役 アジア・パシフィック インダストリアル・サービス・セクター担当 平成16年3月 同社常務執行役員 インダストリアル事業担当 平成18年1月 同社常務執行役員 BT0事業担当 平成19年8月 同社退職 平成20年6月 当社入社 社長執行役員 最高経営責任者 オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント (現任) 平成20年8月 当社取締役 代表執行役 社長 最高経営責任者 (現任) | (注) 2 | — |
| 取締役 | — | 野坂 茂 | 昭和28年9月12日生 | 昭和51年4月 丸紅株式会社入社 平成元年12月 アップルコンピュータ株式会社入社 平成8年3月 アラガン株式会社入社 平成8年11月 日本通信株式会社入社 上席執行役員最高財務責任者 平成14年4月 当社入社 CEO直属バイス・プレジデント財務担当 平成14年8月 当社取締役 常務執行役員最高財務責任者ファイナンス本部長 平成16年6月 当社取締役 専務執行役員最高財務責任者ファイナンス・インフラ開発・アプリケーションIT担当兼ファイナンス本部長 平成17年11月 当社退職 平成19年10月 当社入社 専務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス担当兼IT・総務担当兼ファイナンス本部長 平成20年8月 当社取締役 執行役 専務 最高財務責任者 兼 ファイナンス・ファシリテイ・IT・経営監査統括 平成23年6月 当社取締役 執行役 副社長 最高財務責任者 管理部門統括 (現任) | (注) 2 | 2 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------|--|--------------------|--------------|---|------|---------------|
| 社外取締役 | 監査委員会 委員長 指名委員会 委員 報酬委員会 委員 | デレク・エイチ ・ウィリアムズ | 昭和19年12月30日生 | 昭和36年4月 アイ・ティー・アンド・ティー・ クリード(UK)入社 昭和44年4月 パーカー・ベン(UK) データ・プロ セッシング・マネジャー 昭和52年10月 システムソルブ(UK)ディレクター 昭和60年12月 ユニソフト(UK)ディレクター 昭和63年10月 オラクル・コーポレーション(UK) リージョナル・ディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション バ イス・プレジデント アジア・パ シフィック統括 平成5年7月 同社 シニア・バイス・プレジデ ント アジア・パシフィック統括 平成12年10月 同社 エグゼクティブ・バイス・ プレジデント アジア・パシフィ ック統括 平成13年8月 当社取締役(現任) 平成18年6月 オラクル・コーポレーション チ ェアマン アンド エグゼクティ ブ・バイス・プレジデント アジ ア・パシフィック アンド ジャ パン 平成20年6月 同社 エグゼクティブ・バイス・ プレジデント ジャパン セール ス アンド コンサルティング 平成22年6月 同社 エグゼクティブ・バイス・ プレジデント(現任) | (注)2 | — |
| 社外取締役 | 指名委員会 委員長 監査委員会 委員 | ジョン・エル・ ホール | 昭和29年10月30日生 | 昭和52年1月 インターナショナル・ビジネス・ マシーンズ・コーポレーション (IBM)入社 平成4年9月 ユニシス・コーポレーション オ ープンシステム セールス&マー ケティング ディレクター 平成6年10月 オラクル・コーポレーション コ ーポレート・グローバル・アライ アンス・マネジャー 平成8年6月 同社 バイス・プレジデント オ ラクル・アジア・パシフィック・ アライアンス 平成9年3月 同社 マネージング・ディレクタ ー オラクル・タイランド 平成9年9月 同社 シニア・バイス・プレジデ ント オラクル・ワールドワイ ド・アライアンス 平成11年4月 同社 シニア・バイス・プレジデ ント オラクル・ユニバーシティ (現任) 平成15年8月 当社取締役(現任) | (注)2 | — |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------|--|-------------------------|-------------|--|-------|---------------|
| 社外取締役 | 監査委員会 委員 報酬委員会 委員 | エリック・ アール・ポール | 昭和39年1月3日生 | 昭和63年3月 エイ・ティー・アンド・ティー・ コーポレーション 入社 平成6年6月 エイブリー・デニソン・コーポレ ーション コーポレート・ファイ ナンス マネジャー 平成9年6月 エイブリー・デニソン・ファスナ ー・ディビジョン(UK)ファイナ ンス ディレクター 平成11年11月 シスコ・システムズ・インク コ ーポレート・ファイナンス ディ レクター アシスタント・トレジ ャラー 平成13年5月 フレクストロニクス・インターナ ショナル・リミテッド アシスタ ント・トレジャラー 平成17年5月 オラクル・コーポレーション バ イス・プレジデント トレジャラー 平成18年8月 当社取締役(現任) 平成23年11月 オラクル・コーポレーション シ ニア・バイス・プレジデント ト レジャラー (現任) | (注) 2 | — |
| 社外取締役 | 報酬委員会 委員長 監査委員会 委員 指名委員会 委員 | グレゴリー・ アール・デイヴ イス | 昭和29年8月11日生 | 昭和47年1月 クーパーズアンドドライブブランド オーストラリア入社 昭和63年10月 オラクル・コーポレーション・オ ーストラリア・ピーティワイ・リ ミテッド ファイナンスマネジャ ー 平成元年6月 同社 ファイナンスディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション ア ジアパシフィック ファイナンス ディレクター 平成8年6月 同社 アジア・パシフィック バ イス・プレジデント ファイナ ンス 平成13年6月 同社 アジア・パシフィック ア ンド ジャパン バイス・プレジ デント ファイナンス(現任) 平成17年3月 日本オラクルインフォメーション システムズ株式会社 取締役 平成19年8月 当社取締役(現任) | (注) 2 | — |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------|-------------|---------|-------------|--|-------|---------------|
| 社外取締役 | 監査委員会 委員 | 大 岸 聡 | 昭和32年3月18日 | 昭和56年12月 第一東京弁護士会登録 昭和56年12月 西村眞田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 昭和62年1月 西村眞田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー（現任） 平成17年4月 東海大学法科大学院教授（平成20年3月退任） 平成17年4月 のぞみ債権回収株式会社取締役（現任） 平成23年8月 当社取締役（現任） 平成24年6月 野村不動産ホールディングス株式会社社外監査役（現任） 野村不動産株式会社社外監査役（現任） | (注) 2 | — |
| 社外取締役 | 監査委員会 委員 | 村 山 周 平 | 昭和24年10月22日 | 昭和47年4月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和51年3月 公認会計士登録 昭和53年8月 同ロサンジェルス事務所 昭和61年7月 同パートナー 平成5年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）ニューヨーク事務所 平成8年8月 同那覇事務所 平成12年8月 同東京事務所 平成23年7月 有限責任監査法人トーマツ 退職 平成23年8月 公認会計士村山周平事務所所長（現任） 当社取締役（現任） | (注) 2 | — |
| 計 | | | | | | 2 |

- (注) 1 取締役デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホール、エリック・アール・ボール、グレゴリー・アール・デイヴィス、大岸聡、村山周平は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 執行役の状況

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------|-----------------------|---------|--------------|----|-----|---------------|
| 代表執行役 | 社長 最高経営責任者 | 遠 藤 隆 雄 | (1) 取締役の状況参照 | 同左 | (注) | — |
| 執行役 | 副社長 最高財務責任者 管理部門統括 | 野 坂 茂 | (1) 取締役の状況参照 | 同左 | (注) | 2 |
| 計 | | | | | | 2 |

- (注) 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は継続的に企業価値を高めていく上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考え、すべてのステークホルダーに対する経営の責任を果たすべく、日本の法制度等に合致し、さらに親会社であるオラクル・コーポレーションのコーポレート・ガバナンス方針に基づいた体制の整備に努めております。

また、従業員に対しては全世界のオラクル・グループ共通の「Oracle Code of Ethics and Business Conduct (倫理とビジネス行動規範に関する規程、略称：オラクル・コード)」の周知徹底を図り、企業活動遂行上の基本指針としております。

① 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、平成20年8月22日開催の定時株主総会決議をもって、監査役設置会社から委員会設置会社へ移行いたしました。当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制に整えるべく、平成12年に取締役の任期を1年に短縮するとともに執行役員制度を導入し、平成14年には取締役の候補者選定および報酬決定の適正性を確保するため、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置する等の施策を行なってきました。委員会設置会社へ移行により、これまでの施策を通じて整えてきた体制をさらに強化し、より高いコーポレート・ガバナンスの確立を目指すことを目的としております。

(イ) 会社の機関の内容

(a) 取締役会

取締役会は、8名の取締役（うち6名は社外取締役）からなり、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、執行役の職務の分掌、その他の重要な経営の意思決定、ならびに執行役等の職務の執行の監督を行っております。

(b) 監査委員会

監査委員会は、監査の基本方針および実施計画の作成ならびに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定しております。同委員会は、6名の社外取締役全員により構成されております。

(c) 報酬委員会

報酬委員会は、取締役および執行役が受ける報酬等の方針の策定および個人別の報酬等の内容等を決定しております。同委員会は、社外取締役を委員長とし、委員長を含め4名の取締役（うち3名は社外取締役）で構成されております。

(d) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定しております。同委員会は、社外取締役を委員長とし、委員長を含め4名の取締役（うち3名は社外取締役）で構成されております。

(e) 業務執行機関等

執行役2名ならびに執行役員(26名)が担当しております。そのほか、「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の一環として、執行役以下重要な組織の長を主構成員とする執行役会(Executive Management Committee)を設置しております。原則として毎四半期に1回開催し、取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定を行っております。

さらに、事業計画の達成、全社的な組織改革、従業員の労働環境を中心とした重要課題を討議し、執行役の迅速な意思決定と機動的な業務執行を補佐することを目的として、代表執行役社長以下全社横断的な部門の長を主要構成員とする経営会議を設置しております。原則として隔週に1回開催し、事業戦略の討議や情報共有、全社に向けた情報発信を積極的に行うことで、透明性の高い経営の確保を推進しております。

また、企業経営または日常の業務執行に際しては、必要の都度弁護士ならびに公認会計士等の専門家からのアドバイスを受け、外部によるチェック機能の充実を図っております。

(ロ) 内部統制システムの整備状況

(a) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関わる重要な会議の議事録、重要な意思決定に係る記録などの文書の管理に関する規程を制定する。当該規程を制定または改定するときは、取締役会の承認を得ることとし、当該規程による管理の対象となる文書は、必要なときに検索および閲覧が容易な状態で保管する。

(b) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規程・ガイドラインの制定、教育等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる執行役を定める。

(c) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 代表執行役の業務執行を補佐し、取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定するための会議を開催する。

(ii) 執行役および使用人の責任と権限の範囲を明確にする規程を制定し、その責任と権限の範囲で、業務執行が効率的に行われる体制をとる。

(d) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) オラクル・グループの企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。

(ii) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、使用人の法令違反について通報することができる体制をとる。

(iii) 内部統制システムの構築、維持、向上のため、各担当部門が、社内規程等の制定・運用、法令および社内規程等に関する研修を行う。

(iv) コンプライアンスについての責任者を任命し、これにより当社のコンプライアンス体制の整備を図る。

(v) 監査部門を設置し、内部監査に関する規程に従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図る。

- (e) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) オラクル・グループとしての企業倫理規程を定める。
 - (ii) コンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、法令違反について通報することができる体制をとる。コンプライアンスに係る内部通報窓口とは別に、取締役会が任命する執行役及び執行役員の不正行為について、監査委員会に通報することができる体制をとる。
 - (iii) 当社は、親会社の内部監査部門の定期的な監査を受け入れ、その監査結果について報告を受ける。
 - (iv) 当社は、当社子会社の内部監査を行い、その結果について取締役会および監査委員会に報告する。

(f) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、事務局を置く。

(g) 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項

前号の事務局に属する使用人の任命、異動、評価等については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重する。

(h) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役および使用人は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。監査委員会は、必要に応じて、執行役および使用人からヒアリングを実施する機会を与えられる。

(ハ) 内部監査及び監査委員会監査の状況

当社は内部監査に関する規程に従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図るべく、内部監査担当部門として監査部（2名）を設置しております。当該部門は、業務の適法性、妥当性および効率性について公正かつ客観的な立場で検討および評価を行い、監査結果を報告し、これに基づき改善あるいは合理化への助言・提案を行うとともに、その対応状況を適宜確認しております。監査委員は、当該部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前の説明を受け、その修正を求めることができるだけでなく、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要であると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる体制をとっております。

監査委員会による監査につきましては、監査委員会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、適法性・妥当性を監査いたします。代表執行役および会計監査人は、それぞれ監査委員と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表執行役、会計監査人および監査委員の間で相互認識を深める体制をとっております。なお、社外取締役で監査委員の大岸聡氏は弁護士資格を、社外取締役で監査委員の村山周平氏は公認会計士の資格を有し、両氏とも弁護士あるいは公認会計士としての豊富な経験を通じて、財務及び会計に関する知見を有しております。

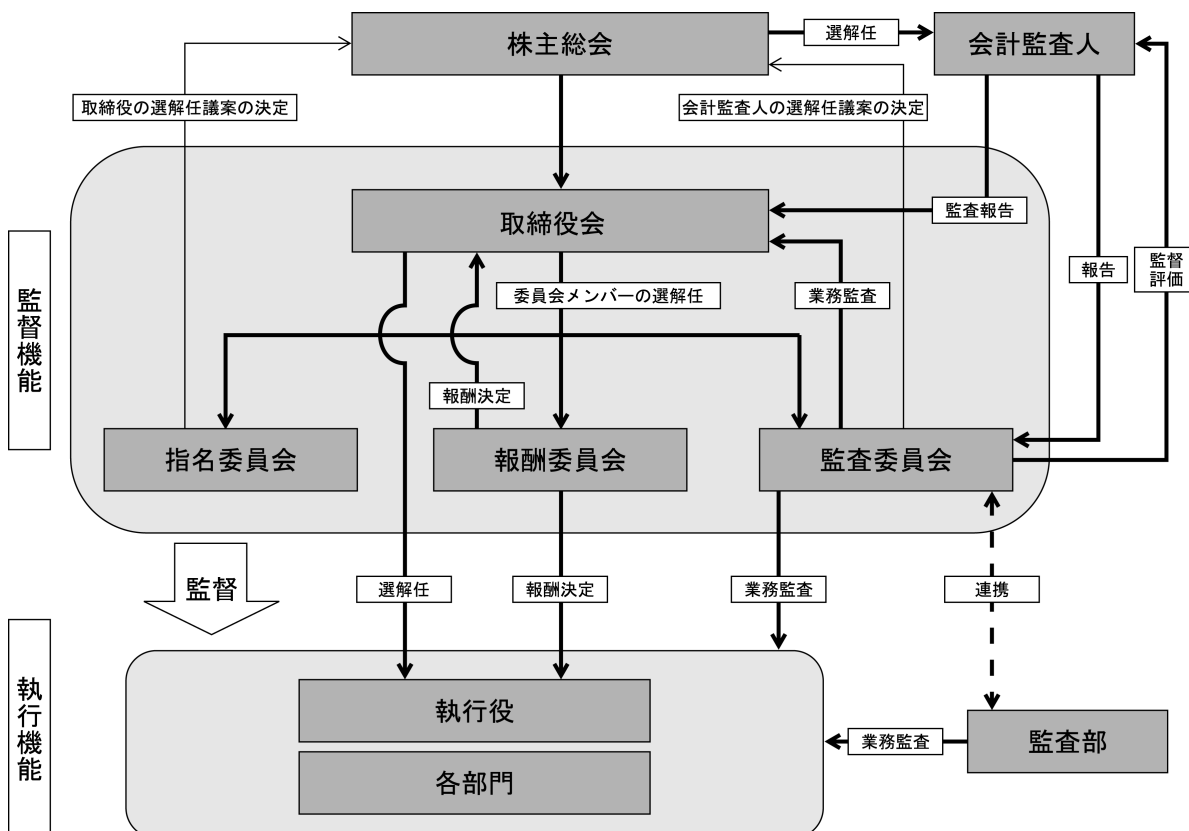
会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、監査契約に基づき年度会計監査および四半期レビューを受けております。会計監査人と当社との間に特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

| 公認会計士の氏名等 | | 所属する監査法人名 |
|--------------------|-------|-------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 戸田 彰 | 新日本有限責任監査法人 |
| | 石黒 一裕 | |

- (注) 1 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
 2 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
 3 監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8名、その他9名です。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりとなります。



② 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

(イ) 社外取締役の選任および独立性に関する考え方

当社指名委員会は、ORACLE CORPORATIONの定めるCORPORATE GOVERNANCE GUIDELINES (2010年4月15日)の「1. Director Qualifications」を参考に以下の「基本事項」及び「独立性の基準」を定めております。

[基本事項]

1. 指名委員会は、社外取締役を新たに選任する際は、新任取締役に要求される人格・能力ならびに取締役会全体の構成について総合的に評価検討する責任を負う。
2. この評価に当たっては、株主の利益を代表するにふさわしい、優れたかつ効果的な取締役会を構成するに資する社外取締役候補者（以下「候補者」という）個人の能力、経験、識見について検討されるものとする。選任に当たっては、さらに、取締役として必要かつ十分な時間を充てる意思と能力があること、加えて、候補者の個人的・職業的な倫理、品格についても考慮されるものとする。
3. 候補者は、本基準で定めるプロセスおよび方針に従い、指名委員会にて選出されるものとする。

[独立性の基準]

1. 候補者を選ぶに当たり、指名委員会は、候補者の独立性（次項で述べる）、人格、および識見についての評価を行うものとする。
2. 候補者が以下のいずれかに該当する場合、取締役に必要な独立性を満たさないものとする。なお、ここでいう「家族」とは、血縁関係、姻戚関係または候補者との同居、のいずれの関係によるかにかかわらず、候補者の配偶者、親、子、兄弟姉妹の関係にある者をいうものとする。
 - (a) 候補者が、現在または過去のいずれかの時点において、当社またはその子会社の代表取締役または業務執行取締役、もしくは、執行役または支配人その他の使用人であった場合（会社法2条15号）。
 - (b) 候補者の家族が、現在または過去3年間のいずれかの時点において、当社と雇用関係にあったか、または、当社の役員であった場合。
 - (c) 候補者またはその家族が、現在または過去3年間のいずれかの時点において、当社の監査に独立監査人のパートナーとして関与していた場合。
 - (d) 候補者またはその家族が、現在または過去3年間のいずれかの時点において、当社の監査を担当する当社の外部監査人のパートナーであった場合。

(ロ) 社外取締役の選任状況ならびに機能および役割

上記「(イ)社外取締役の選任および独立性に関する考え方」に基づき、当社は社外取締役6名を選任しており、取締役会や監査委員会を通じて、会計監査人、および内部統制部門の活動状況についての報告を受け、より透明性の高い経営監督体制の整備に尽力しております。現状の6名体制で期待する機能と役割を十分に担っていただけると認識しております。

デレク・エイチ・ウィリアムズ氏、ジョン・エル・ホール氏、エリック・アール・ボール氏およびグレゴリー・アール・デイヴィス氏は、当社の提供する製品・サービスに精通した立場から、当社の経営に対する有用な助言を得られると同時に、当社と米国オラクル・コーポレーションとの連携を緊密に行っております。また、大岸聡氏は弁護士の資格を、村山周平氏は公認会計士の資格を有し、両氏とも弁護士あるいは公認会計士としての豊富な経験を通じて、企業法務や企業会計に関する経験と見識を有しており、独立した立場から当社の経営に関する適切な助言や職務執行の監督を行うことで、当社取締役会の機能強化を図っております。

(ハ) 社外取締役と当社との関係

デレク・エイチ・ウィリアムズ氏は親会社であるオラクル・コーポレーションのエグゼクティブ・バイス・プレジデントを、ジョン・エル・ホール氏およびエリック・アール・ボール氏は同社のシニア・バイス・プレジデントを兼務しております。なお、当社とオラクル・コーポレーションとの資本的関係、取引関係については、「第1 企業の概況 3 事業の内容」および「同 4 関係会社の状況」をご参照ください。

グレゴリー・アール・デイヴィス氏は、オラクル・コーポレーション・オーストラリア・ピーティワイ・リミテッドに勤務し、米国オラクル・コーポレーションのアジア・パシフィック アンド ジャパン ファイナンス バイス・プレジデントを兼務しております。オラクル・コーポレーション・オーストラリア・ピーティワイ・リミテッドは、当社と同じく米国オラクル・コーポレーションを中心とする企業集団に属しております。

大岸聡氏および村山周平氏が代表または所属する法人との間に資本、人事、技術、取引等の利害関係はありません。両氏ともに一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員の要件を満たしております。

また、社外取締役は全員、当社株式を所有しておりません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

④ 役員報酬等の内容

(イ) 当事業年度（第27期）に係る当社の取締役に対する報酬等の内容は、以下のとおりです。

| 区分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|------------------|------------|-------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 5名 (3名) | 146百万円 (18百万円) |
| 計 | 5名 (3名) | 146百万円 (18百万円) |

- (注) 1 社外取締役1名は平成23年8月25日開催の第26回定時株主総会の終結をもって任期満了により退任しております。
上記の表には取締役4名（うち社外取締役2名）に対する新株予約権の当事業年度に係る費用39百万円（うち社外取締役分0百万円）が含まれております。なお、当事業年度においては取締役4名（うち社外取締役2名）に対して750個（うち社外取締役50個）の新株予約権を付与しております。
- 2 役員退職慰労金制度はありません。
- 3 上記の表には当事業年度に係る取締役4名（うち社外取締役2名）に対する賞与引当額21百万円（うち社外取締役4百万円）が含まれております。
- 4 当社の執行役は全員取締役を兼務しており、執行役としての報酬は支払っておりません。

(ロ) 役員報酬の決定方針および決定方法

取締役および執行役の報酬は、基本報酬部分および業績連動型賞与部分の2つからなっており、それぞれ以下の方針に基づいて決定しております。

(a) 基本報酬部分

同業他社の支給水準を鑑み、役割、職責に見合った報酬水準を設定しております。

(b) 業績連動型賞与部分

その期の会社が重点を置くべき項目（売上・利益等）を指標として設定し、期初に立てた目標値の達成度に応じて支給されます。営業利益目標の達成度、当社ライセンス製品の対前期比の売上成長、ハードウェア事業のマージン（営業利益）という複数の指標に基づき、会社業績と密接に連動させることにより、経営者としての責任や結果を明確に反映させるシステムを採用しております。

⑤ 株式の保有状況

(イ) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数および貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 5銘柄

貸借対照表計上額の合計額 173百万円

(ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（非上場株式を除く）の銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的

前事業年度（第26期）

特定投資株式

| 銘柄 | 株式数 (株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|----------------|------------|-------------------|-----------|
| 新日鉄ソリューションズ(株) | 45,600 | 64 | 業務関係維持・強化 |
| サイオステクノロジー(株) | 200 | 3 | 業務関係維持・強化 |

当事業年度（第27期）

特定投資株式

| 銘柄 | 株式数 (株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|----------------|------------|-------------------|-----------|
| 新日鉄ソリューションズ(株) | 45,600 | 64 | 業務関係維持・強化 |

(ハ) 保有目的が純投資目的の投資株式

該当事項はありません。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑧ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、資本政策および配当政策の機動的な実行を図るべく定めるものであります。

⑨ 取締役および執行役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に定める取締役および執行役（取締役および執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役および執行役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑩ 会社と特定の株主の間の利益相反取引について

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 前事業年度（第26期） | | 当事業年度（第27期） | |
|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) |
| 63 | — | 59 | — |

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の額については、その決定方針に関して特段の規程を定めておりませんが、監査内容および日数などにより妥当性を検討し、事前に監査委員会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」〔(昭和38年大蔵省令第59号)〕に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年6月1日から平成24年5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、最新の会計基準等の内容を的確に把握し、適正な財務諸表等を作成するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構や監査法人等が主催する研修に参加しております。また、社内規程、マニュアルの整備を適宜行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成23年5月31日) | 当事業年度 (平成24年5月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 22,830 | 44,488 |
| 受取手形 | — | 15 |
| 売掛金 | 22,093 | 19,291 |
| 有価証券 | 2,003 | 2,005 |
| 商品及び製品 | 0 | 0 |
| 前払費用 | 146 | 157 |
| 繰延税金資産 | 2,216 | 1,986 |
| 短期貸付金 | 37,986 | — |
| 未収入金 | 1,280 | 410 |
| その他 | 27 | 22 |
| 貸倒引当金 | △2 | △2 |
| 流動資産合計 | 88,584 | 68,375 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 17,697 | 17,673 |
| 減価償却累計額 | △2,582 | △3,458 |
| 建物（純額） | 15,114 | 14,215 |
| 工具、器具及び備品 | 3,883 | 3,848 |
| 減価償却累計額 | △2,438 | △2,780 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 1,444 | 1,067 |
| 土地 | 26,057 | 26,057 |
| 有形固定資産合計 | 42,615 | 41,340 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 35 | 20 |
| その他 | 0 | 0 |
| 無形固定資産合計 | 35 | 20 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 176 | 173 |
| 繰延税金資産 | 250 | 330 |
| 差入保証金 | 1,295 | 1,229 |
| 破産更生債権等 | 0 | 0 |
| その他 | 34 | 32 |
| 貸倒引当金 | △9 | △9 |
| 投資その他の資産合計 | 1,747 | 1,757 |
| 固定資産合計 | 44,398 | 43,117 |
| 資産合計 | 132,982 | 111,493 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成23年5月31日) | 当事業年度 (平成24年5月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 8,203 | 9,470 |
| 未払金 | 5,222 | 3,384 |
| 未払法人税等 | 8,016 | 8,904 |
| 未払消費税等 | 1,379 | 963 |
| 前受金 | 21,371 | 25,795 |
| 預り金 | 37 | 78 |
| 賞与引当金 | 2,144 | 1,825 |
| 役員賞与引当金 | 36 | 21 |
| 製品保証引当金 | 4 | 160 |
| その他 | 298 | 358 |
| 流動負債合計 | 46,715 | 50,963 |
| 固定負債 | | |
| その他 | 91 | 91 |
| 固定負債合計 | 91 | 91 |
| 負債合計 | 46,806 | 51,054 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 22,301 | 22,301 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 33,739 | 5,652 |
| 資本剰余金合計 | 33,739 | 5,652 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 1,000 | — |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 28,365 | 31,595 |
| 利益剰余金合計 | 29,365 | 31,595 |
| 自己株式 | △22 | △23 |
| 株主資本合計 | 85,383 | 59,526 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △19 | △22 |
| 評価・換算差額等合計 | △19 | △22 |
| 新株予約権 | 812 | 934 |
| 純資産合計 | 86,176 | 60,438 |
| 負債純資産合計 | 132,982 | 111,493 |

②【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日) | 当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日) |
|----------------------|---|---|
| 売上高 | | |
| ソフトウェア・ライセンス売上高 | 38,666 | 42,452 |
| アップデート&プロダクトサポート売上高 | 61,924 | 64,986 |
| ハードウェア・システムズ売上高 | 15,437 | 20,484 |
| サービス売上高 | 16,695 | 14,995 |
| 売上高合計 | 132,724 | 142,919 |
| 売上原価 | | |
| ソフトウェア・ライセンス売上原価 | 15,673 | 17,441 |
| アップデート&プロダクトサポート売上原価 | 27,822 | 29,137 |
| ハードウェア・システムズ売上原価 | 12,896 | 15,115 |
| サービス売上原価 | 10,775 | 9,828 |
| 売上原価合計 | 67,167 | 71,523 |
| 売上総利益 | 65,556 | 71,395 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 広告宣伝費 | 1,737 | 1,661 |
| 業務委託費 | 3,407 | 3,488 |
| 貸倒損失 | 41 | — |
| 役員賞与引当金繰入額 | 36 | 21 |
| 役員報酬 | 86 | 84 |
| 給料及び手当 | 11,634 | 13,407 |
| 賞与引当金繰入額 | 1,660 | 1,495 |
| 賞与 | 1,608 | 2,071 |
| 株式報酬費用 | 141 | 131 |
| 退職給付費用 | 171 | 223 |
| 福利厚生費 | 2,154 | 2,577 |
| 採用費 | 39 | 66 |
| 教育研修費 | 102 | 117 |
| 交際費 | 123 | 109 |
| 旅費及び交通費 | 575 | 693 |
| 通信費 | 735 | 618 |
| 消耗品費 | 618 | 643 |
| 賃借料 | 881 | 928 |
| 減価償却費 | 1,064 | 1,119 |
| その他 | 1,544 | 1,502 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 28,365 | 30,963 |
| 営業利益 | 37,191 | 40,432 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 97 | 42 |
| 有価証券利息 | 2 | 2 |
| 保険配当金 | 29 | 25 |
| その他 | 34 | 32 |
| 営業外収益合計 | 163 | 102 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 37 | 43 |
| その他 | 0 | 10 |
| 営業外費用合計 | 37 | 54 |
| 経常利益 | 37,316 | 40,480 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日) | 当事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日) |
|---------------------|--|--|
| 特別利益 | | |
| 新株予約権戻入益 | 57 | 44 |
| 投資有価証券売却益 | 70 | 6 |
| 特別利益合計 | 127 | 51 |
| 特別損失 | | |
| 事業構造改善費用 | * 108 | * 19 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 24 | — |
| 特別損失合計 | 132 | 19 |
| 税引前当期純利益 | 37,311 | 40,512 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 15,812 | 16,654 |
| 法人税等調整額 | △566 | 148 |
| 法人税等合計 | 15,245 | 16,803 |
| 当期純利益 | 22,065 | 23,709 |

【売上原価明細書】

A. ソフトウェア・ライセンス売上原価

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日) | | 当事業年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日) | |
|----------------------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| I 材料費 | | — | — | 132 | 0.8 |
| II 商品仕入高 | | — | — | — | — |
| III ロイヤルティ料 | | 15,673 | 100.0 | 17,308 | 99.2 |
| ソフトウェア・ライセンス 売上原価 | | 15,673 | 100.0 | 17,441 | 100.0 |

B. アップデート&プロダクト・サポート売上原価

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日) | | 当事業年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日) | |
|---------------------------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| I 労務費 | | 2,122 | 7.6 | 2,062 | 7.1 |
| II 外注委託費 | | 221 | 0.8 | 215 | 0.7 |
| III 経費 | ※ | 259 | 0.9 | 267 | 0.9 |
| IV ロイヤルティ料 | | 25,218 | 90.7 | 26,592 | 91.3 |
| アップデート&プロダク ト・サポート売上原価 | | 27,822 | 100.0 | 29,137 | 100.0 |

(注)※ 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度(百万円) | 当事業年度(百万円) |
|-------|------------|------------|
| 減価償却費 | 96 | 106 |

C. ハードウェア・システムズ売上原価

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日) | | 当事業年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日) | |
|----------------------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| I 当期仕入高 | | 10,151 | 78.7 | 12,617 | 83.5 |
| II 労務費 | | 1,641 | 12.7 | 1,593 | 10.5 |
| III 外注委託費 | | 724 | 5.6 | 604 | 4.0 |
| IV 経費 | ※ | 379 | 3.0 | 300 | 2.0 |
| ハードウェア・システム ズ売上原価 | | 12,896 | 100.0 | 15,115 | 100.0 |

(注)※ 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度(百万円) | 当事業年度(百万円) |
|-----|------------|------------|
| 賃借料 | 188 | 164 |

D. サービス売上原価

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日) | | 当事業年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日) | |
|----------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| I 労務費 | | 7,020 | 61.3 | 6,767 | 67.2 |
| II 外注委託費 | | 2,740 | 24.0 | 1,843 | 18.3 |
| III 経費 | ※1 | 1,681 | 14.7 | 1,456 | 14.5 |
| 当期総発生費用 | | 11,442 | 100.0 | 10,067 | 100.0 |
| 他勘定振替高 | ※2 | 667 | | 239 | |
| サービス売上原価 | | 10,775 | | 9,828 | |

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度(百万円) | 当事業年度(百万円) |
|---------|------------|------------|
| 賃借料 | 282 | 252 |
| 旅費及び交通費 | 388 | 393 |
| 減価償却費 | 272 | 232 |

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度(百万円) | 当事業年度(百万円) |
|-------|------------|------------|
| 業務委託費 | 627 | 186 |

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月 31日) | 当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月 31日) |
|------------------|--|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 22,292 | 22,301 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 9 | — |
| 当期変動額合計 | 9 | — |
| 当期末残高 | 22,301 | 22,301 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 33,730 | 33,739 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 9 | — |
| 剰余金（その他資本剰余金）の配当 | — | △28,087 |
| 当期変動額合計 | 9 | △28,087 |
| 当期末残高 | 33,739 | 5,652 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 33,730 | 33,739 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 9 | — |
| 剰余金（その他資本剰余金）の配当 | — | △28,087 |
| 当期変動額合計 | 9 | △28,087 |
| 当期末残高 | 33,739 | 5,652 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 1,000 | 1,000 |
| 当期変動額 | | |
| 利益準備金の取崩 | — | △1,000 |
| 当期変動額合計 | — | △1,000 |
| 当期末残高 | 1,000 | — |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 27,904 | 28,365 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | △21,605 | △21,478 |
| 当期純利益 | 22,065 | 23,709 |
| 利益準備金の取崩 | — | 1,000 |
| 自己株式の処分 | △0 | △0 |
| 当期変動額合計 | 460 | 3,230 |
| 当期末残高 | 28,365 | 31,595 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月 31 日) | 当事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月 31 日) |
|---------------------|--|--|
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 28,904 | 29,365 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | △21,605 | △21,478 |
| 当期純利益 | 22,065 | 23,709 |
| 利益準備金の取崩 | — | — |
| 自己株式の処分 | △0 | △0 |
| 当期変動額合計 | 460 | 2,230 |
| 当期末残高 | 29,365 | 31,595 |
| 自己株式 | | |
| 当期首残高 | △21 | △22 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | △2 | △0 |
| 自己株式の処分 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | △1 | △0 |
| 当期末残高 | △22 | △23 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 84,906 | 85,383 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 18 | — |
| 剰余金（その他資本剰余金）の配当 | — | △28,087 |
| 剰余金の配当 | △21,605 | △21,478 |
| 当期純利益 | 22,065 | 23,709 |
| 自己株式の取得 | △2 | △0 |
| 自己株式の処分 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | 477 | △25,857 |
| 当期末残高 | 85,383 | 59,526 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 1 | △19 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △20 | △3 |
| 当期変動額合計 | △20 | △3 |
| 当期末残高 | △19 | △22 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 1 | △19 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △20 | △3 |
| 当期変動額合計 | △20 | △3 |
| 当期末残高 | △19 | △22 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日) | 当事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日) |
|---------------------|--|--|
| 新株予約権 | | |
| 当期首残高 | 665 | 812 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 147 | 122 |
| 当期変動額合計 | 147 | 122 |
| 当期末残高 | 812 | 934 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 85,573 | 86,176 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 18 | — |
| 剰余金（その他資本剰余金）の配当 | — | △28,087 |
| 剰余金の配当 | △21,605 | △21,478 |
| 当期純利益 | 22,065 | 23,709 |
| 自己株式の取得 | △2 | △0 |
| 自己株式の処分 | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 126 | 119 |
| 当期変動額合計 | 603 | △25,737 |
| 当期末残高 | 86,176 | 60,438 |

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月 31 日) | 当事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月 31 日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 37,311 | 40,512 |
| 減価償却費 | 1,498 | 1,488 |
| 株式報酬費用 | 204 | 166 |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少) | — | △0 |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | 907 | △318 |
| 役員賞与引当金の増減額 (△は減少) | 13 | △14 |
| 製品保証引当金の増減額 (△は減少) | 4 | 156 |
| 受取利息及び受取配当金 | △115 | △52 |
| 投資有価証券売却損益 (△は益) | △70 | △6 |
| 固定資産除売却損益 (△は益) | 0 | 9 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | △6,595 | 2,787 |
| たな卸資産の増減額 (△は増加) | 2 | △0 |
| 未収入金の増減額 (△は増加) | △403 | 870 |
| その他の流動資産の増減額 (△は増加) | 4 | △8 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | 2,208 | 1,266 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | 1,893 | △1,883 |
| 未払消費税等の増減額 (△は減少) | △181 | △415 |
| 前受金の増減額 (△は減少) | 2,260 | 4,423 |
| その他の流動負債の増減額 (△は減少) | △101 | 73 |
| その他 | 21 | △5 |
| 小計 | 38,864 | 49,048 |
| 利息及び配当金の受取額 | 138 | 54 |
| 法人税等の支払額 | △16,351 | △15,738 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 22,651 | 33,364 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △666 | △249 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 12 | 47 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △1 | — |
| 投資有価証券の売却による収入 | 170 | 7 |
| 短期貸付けによる支出 | △37,986 | — |
| 貸付金の回収による収入 | — | 37,986 |
| 定期預金の預入による支出 | △50,000 | △29,000 |
| 定期預金の払戻による収入 | 79,000 | 16,000 |
| 差入保証金の差入による支出 | △300 | △4 |
| 差入保証金の回収による収入 | 184 | 34 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △9,587 | 24,822 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 株式の発行による収入 | 18 | — |
| 自己株式の取得による支出 | △2 | △0 |
| 自己株式の売却による収入 | 0 | 0 |
| 配当金の支払額 | △21,600 | △49,526 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △21,584 | △49,527 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | △8,520 | 8,659 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 23,354 | 14,834 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | ※ 14,834 | ※ 23,493 |

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

②時価のないもの

株式：移動平均法による原価法

債券：償却原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品

月別総平均法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

①建物

定額法

②工具、器具及び備品

イ. コンピュータハードウェア

定額法

ロ. その他

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

①建物 5年～38年

②工具、器具及び備品

イ. パーソナルコンピュータ 2年

ロ. サーバー 3年

ハ. その他 5年～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間(5年)に基づき償却しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品のアフターサービスの費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を、過去の実績を基礎として計上しております。

5 収益の計上基準

コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」の適用

当事業年度より、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【追加情報】

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

※ 事業構造改善費用

前事業年度（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

事業構造改善の実施に伴い発生した特別退職金等であります。

当事業年度（自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日）

事業構造改善の実施に伴い発生した特別退職金等であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(第26期) (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当期首株式数 (千株) | 当期増加株式数 (千株) | 当期減少株式数 (千株) | 当期末株式数 (千株) |
|------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 発行済株式 普通株式(注) | 127,092 | 4 | — | 127,097 |
| 自己株式 普通株式 | 4 | 0 | 0 | 4 |

(注) 発行済株式数の増加4千株は新株予約権行使によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権 の目的とな る株式の種 類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当期末残高 (百万円) |
|------|-------------------------|------------------------------|--------------------|------|------|-----|----------------|
| | | | 当期首 | 当期増加 | 当期減少 | 当期末 | |
| 提出会社 | ストック・オプション としての新株予約権 | — | — | — | — | — | 812 |
| 合計 | | — | — | — | — | — | 812 |

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 平成22年7月23日 取締役会 | 普通株式 | 12,708 | 100 | 平成22年5月31日 | 平成22年8月12日 |
| 平成22年12月22日 取締役会 | 普通株式 | 8,896 | 70 | 平成22年11月30日 | 平成23年2月7日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当金の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|--------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年7月21日 取締役会 | 普通株式 | 21,478 | 利益剰余金 | 169 | 平成23年5月31日 | 平成23年8月26日 |
| | | 28,087 | 資本剰余金 | 221 | 平成23年5月31日 | 平成23年8月26日 |
| | 合計 | 49,566 | | 390 | | |

当事業年度（第27期）（自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当期首株式数 (千株) | 当期増加株式数 (千株) | 当期減少株式数 (千株) | 当期末株式数 (千株) |
|---------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 発行済株式 普通株式 | 127,097 | — | — | 127,097 |
| 自己株式 普通株式 | 4 | 0 | 0 | 5 |

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権 の目的とな る株式の種 類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当期末残高 (百万円) |
|------|-------------------------|------------------------------|--------------------|------|------|-----|----------------|
| | | | 当期首 | 当期増加 | 当期減少 | 当期末 | |
| 提出会社 | ストック・オプション としての新株予約権 | — | — | — | — | — | 934 |
| 合計 | | — | — | — | — | — | 934 |

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当金の原資 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|--------|
| 平成23年7月21日 取締役会 | 普通株式 | 21,478 | 169 | 平成23年5月31日 | 平成23年8月26日 | 利益剰余金 |
| | | 28,087 | 221 | 平成23年5月31日 | 平成23年8月26日 | 資本剰余金 |
| 計 | | 49,566 | 390 | | | |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
| 平成24年7月20日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 9,531 | 75 | 平成24年5月31日 | 平成24年8月9日 |

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前事業年度 (第26期) (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月 31 日) | 当事業年度 (第27期) (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月 31 日) |
|----------------|---|---|
| 現金及び預金 | 22,830百万円 | 44,488百万円 |
| 有価証券 | 2,003百万円 | 2,005百万円 |
| 預入期間が3か月超の定期預金 | △10,000百万円 | △23,000百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 14,834百万円 | 23,493百万円 |

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 前事業年度 (第26期) (平成23年 5 月 31 日) | 当事業年度 (第27期) (平成24年 5 月 31 日) |
|-----|----------------------------------|----------------------------------|
| 1年内 | 1,044百万円 | 1,044百万円 |
| 1年超 | 1,306百万円 | 261百万円 |
| 合計 | 2,351百万円 | 1,306百万円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金の管理・運用については、当社が定める資金管理・運用規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、高格付の円貨建有価証券への投資及び高格付の金融機関への資金預入等に限定し、高い安全性と適切な流動性の確保をはかっております。また、デリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当社の与信管理規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握することにより、リスクの軽減をはかっております。

有価証券及び投資有価証券は価格変動リスク及び信用リスクに晒されておりますが、高格付の円貨建有価証券への投資に限定すること、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することなどにより、リスクの軽減をはかっております。

営業債務である買掛金は、短期に決済されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2参照）。

前事業年度（第26期）（平成23年5月31日）

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------------------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 22,830 | 22,830 | — |
| (2) 受取手形、売掛金及び未収入金 貸倒引当金 (*) | 23,374 △2 | | |
| | 23,371 | 23,371 | — |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 2,071 | 2,071 | — |
| (4) 短期貸付金 | 37,986 | 37,986 | — |
| 資産計 | 86,261 | 86,261 | — |
| (1) 買掛金 | 8,203 | 8,203 | — |
| (2) 未払金 | 5,222 | 5,222 | — |
| (3) 未払法人税等 | 8,016 | 8,016 | — |
| 負債計 | 21,442 | 21,442 | — |

(*) 受取手形、売掛金及び未収入金に対する貸倒引当金であります。

当事業年度（第27期）（平成24年5月31日）

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 44,488 | 44,488 | — |
| (2) 受取手形、売掛金及び未収入金 貸倒引当金(*) | 19,716 △2 | | |
| | 19,713 | 19,713 | — |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 2,070 | 2,070 | — |
| 資産計 | 66,272 | 66,272 | — |
| (1) 買掛金 | 9,470 | 9,470 | — |
| (2) 未払金 | 3,384 | 3,384 | — |
| (3) 未払法人税等 | 8,904 | 8,904 | — |
| 負債計 | 21,758 | 21,758 | — |

(*) 受取手形、売掛金及び未収入金に対する貸倒引当金であります。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形、売掛金及び未収入金 (4) 短期貸付金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる主な金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 平成23年5月31日 | 平成24年5月31日 |
|-------|------------|------------|
| 非上場株式 | 108 | 108 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(3)有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度 (第26期) (平成23年5月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表日における貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------|---------|-----------------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | (1) 株式 | 3 | 1 | 2 |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | — | — | — |
| | 小計 | 3 | 1 | 2 |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | (1) 株式 | 64 | 99 | △34 |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | — | — | — |
| | 小計 | 64 | 99 | △34 |
| 合計 | | 68 | 100 | △32 |

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 108百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度 (第27期) (平成24年5月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表日における貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------|---------|-----------------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | (1) 株式 | 64 | 99 | △34 |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | — | — | — |
| | 小計 | 64 | 99 | △34 |
| 合計 | | 64 | 99 | △34 |

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 108百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当期中に売却したその他有価証券

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成14年1月より確定拠出年金制度を採用しております。

2 退職給付費用に関する事項

前事業年度（第26期）（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

確定拠出年金への掛金支払額は324百万円であります。

当事業年度（第27期）（自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日）

確定拠出年金への掛金支払額は373百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------------------------|--------|--------|
| 売上原価 | 63百万円 | 35百万円 |
| 販売費及び一般管理費 (株式報酬費用) | 141百万円 | 131百万円 |

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|----------|-------|-------|
| 新株予約権戻入益 | 57百万円 | 44百万円 |

3 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 平成13年 ストック・オプション | 平成14年第1回 ストック・オプション |
|----------------|--|--|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役 6名 当社従業員 1,564名 | 当社取締役 6名 当社従業員 1,553名 |
| ストック・オプション数(注) | 普通株式 499,700株 | 普通株式 492,400株 |
| 付与日 | 平成13年10月1日 | 平成14年10月1日 |
| 権利確定条件 | 割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成15年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。 | 割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成16年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。 |
| 対象勤務期間 | 付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成13年10月1日から平成15年9月30日まで ②平成13年10月1日から平成17年9月30日まで | 付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成14年10月1日から平成16年9月30日まで ②平成14年10月1日から平成18年9月30日まで |
| 権利行使期間 | 平成15年10月1日から平成23年8月23日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。 | 平成16年10月1日から平成24年8月21日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

| | 平成15年第1回 ストック・オプション | 平成16年 ストック・オプション |
|----------------|--|--|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役 3名 当社従業員 1,400名 | 当社取締役 3名 当社従業員 888名 |
| ストック・オプション数(注) | 普通株式 334,300株 | 普通株式 336,300株 |
| 付与日 | 平成15年10月1日 | 平成16年10月1日 |
| 権利確定条件 | 割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成15年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成15年10月1日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。 | 割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成20年9月30日)まで継続して勤務していること。 |
| 対象勤務期間 | 付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成15年10月1日から平成17年9月30日まで ②平成15年10月1日から平成19年9月30日まで | 付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成16年10月1日から平成18年9月30日まで ②平成16年10月1日から平成20年9月30日まで |
| 権利行使期間 | 平成17年10月1日から平成25年8月21日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。 | 平成18年10月1日から平成26年8月25日まで 同左 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

| | 平成17年第1回 ストック・オプション | 平成18年第1回 ストック・オプション |
|----------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社従業員 1,166名 | 当社従業員 1,135名 |
| ストック・オプション数(注) | 普通株式 326,000株 | 普通株式 283,600株 |
| 付与日 | 平成17年10月1日 | 平成18年12月25日 |
| 権利確定条件 | <p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成21年9月30日)まで継続して勤務していること。</p> | <p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成18年12月25日)以降、権利確定日(平成20年12月25日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成18年12月25日)以降、権利確定日(平成22年12月25日)まで継続して勤務していること。</p> |
| 対象勤務期間 | <p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成17年10月1日から平成19年9月30日まで</p> <p>②平成17年10月1日から平成21年9月30日まで</p> | <p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成18年12月25日から平成20年12月25日まで</p> <p>②平成18年12月25日から平成22年12月25日まで</p> |
| 権利行使期間 | <p>平成19年10月1日から平成27年8月24日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p> | <p>平成20年12月25日から平成28年8月29日まで</p> <p>同左</p> |

(注) 株式数に換算して記載しております。

| | 平成19年第2回 ストック・オプション | 平成19年第3回 ストック・オプション |
|-----------------|--|---|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社従業員 984名 | 当社従業員(注)2 1名 |
| ストック・オプション数(注)1 | 普通株式 280,100株 | 普通株式 34,000株 |
| 付与日 | 平成19年10月15日 | 平成20年6月30日 |
| 権利確定条件 | <p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成21年10月15日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成23年10月15日)まで継続して勤務していること。</p> | <p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成20年6月30日)以降、権利確定日(平成22年6月30日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成20年6月30日)以降、権利確定日(平成24年6月30日)まで継続して勤務していること。</p> |
| 対象勤務期間 | <p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成19年10月15日から平成21年10月15日まで</p> <p>②平成19年10月15日から平成23年10月15日まで</p> | <p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成20年6月30日から平成22年6月30日まで</p> <p>②平成20年6月30日から平成24年6月30日まで</p> |
| 権利行使期間 | <p>平成21年10月15日から平成29年8月29日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p> | <p>平成22年6月30日から平成29年8月29日まで</p> <p>同左</p> |

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 平成20年8月22日開催の第23回定時株主総会において、取締役兼務執行役に就任いたしました。

| | 平成20年第1回 ストック・オプション | 平成20年第2回 ストック・オプション |
|-----------------|---|--|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役(注)1 5名 当社従業員 472名 | 当社従業員 1名 |
| ストック・オプション数(注)2 | 普通株式 311,600株 | 普通株式 5,000株 |
| 付与日 | 平成20年10月15日 | 平成21年1月15日 |
| 権利確定条件 | 割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成20年10月15日)以降、権利確定日(平成22年10月15日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成20年10月15日)以降、権利確定日(平成24年10月15日)まで継続して勤務していること。 | 割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成21年1月15日)以降、権利確定日(平成23年1月15日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成21年1月15日)以降、権利確定日(平成25年1月15日)まで継続して勤務していること。 |
| 対象勤務期間 | 付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成20年10月15日から平成22年10月15日まで ②平成20年10月15日から平成24年10月15日まで | 付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成21年1月15日から平成23年1月15日まで ②平成21年1月15日から平成25年1月15日まで |
| 権利行使期間 | 平成22年10月15日から平成30年9月30日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。 | 平成23年1月15日から平成30年12月23日まで 同左 |

(注)1 執行役兼務者3名を含んでおります。

2 株式数に換算して記載しております。

| | 平成21年第1回 ストック・オプション | 平成21年第2回 ストック・オプション |
|-----------------|---|--|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役(注)1 4名 当社従業員 478名 | 当社従業員 1名 |
| ストック・オプション数(注)2 | 普通株式 306,300株 | 普通株式 10,000株 |
| 付与日 | 平成21年10月15日 | 平成22年7月15日 |
| 権利確定条件 | 割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成21年10月15日)以降、権利確定日(平成23年10月15日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成21年10月15日)以降、権利確定日(平成25年10月15日)まで継続して勤務していること。 | 割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成22年7月15日)以降、権利確定日(平成24年7月15日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成22年7月15日)以降、権利確定日(平成26年7月15日)まで継続して勤務していること。 |
| 対象勤務期間 | 付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成21年10月15日から平成23年10月15日まで ②平成21年10月15日から平成25年10月15日まで | 付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成22年7月15日から平成24年7月15日まで ②平成22年7月15日から平成26年7月15日まで |
| 権利行使期間 | 平成23年10月15日から平成31年9月25日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。 | 平成24年7月15日から平成32年6月30日まで 同左 |

- (注) 1 執行役兼務者2名を含んでおります。
2 株式数に換算して記載しております。

| | 平成22年第1回 ストック・オプション | 平成23年第1回 ストック・オプション |
|-----------------|---|--|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役(注)1 4名 当社従業員 460名 | 当社取締役(注)1 4名 当社従業員 255名 |
| ストック・オプション数(注)2 | 普通株式 306,200株 | 普通株式 313,700株 |
| 付与日 | 平成22年10月15日 | 平成23年9月28日 |
| 権利確定条件 | 割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成22年10月15日)以降、権利確定日(平成24年10月15日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成22年10月15日)以降、権利確定日(平成26年10月15日)まで継続して勤務していること。 | 割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成23年9月28日)以降、権利確定日(平成25年9月28日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成23年9月28日)以降、権利確定日(平成27年9月28日)まで継続して勤務していること。 |
| 対象勤務期間 | 付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成22年10月15日から平成24年10月15日まで ②平成22年10月15日から平成26年10月15日まで | 付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成23年9月28日から平成25年9月28日まで ②平成23年9月28日から平成27年9月28日まで |
| 権利行使期間 | 平成24年10月15日から平成32年9月22日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。 | 平成25年9月28日から平成33年9月13日まで 同左 |

(注)1 執行役兼務者2名を含んでおります。

2 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当期において存在したストック・オプションを対象として、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

①ストック・オプションの数

| | 平成13年 ストック・オプション | 平成14年第1回 ストック・オプション | 平成15年第1回 ストック・オプション | 平成16年 ストック・オプション |
|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | | |
| 前期末 | — | — | — | — |
| 付与 | — | — | — | — |
| 失効 | — | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — | — |
| 未確定残 | — | — | — | — |
| 権利確定後 (株) | | | | |
| 前期末 | 172,500 | 141,600 | 157,300 | 156,800 |
| 権利確定 | — | — | — | — |
| 権利行使 | — | — | — | — |
| 失効 | 172,500 | 4,400 | 7,000 | 8,900 |
| 未行使残 | — | 137,200 | 150,300 | 147,900 |
| | 平成17年第1回 ストック・オプション | 平成18年第1回 ストック・オプション | 平成19年第2回 ストック・オプション | 平成19年第3回 ストック・オプション |
| 権利確定前 (株) | | | | |
| 前期末 | — | — | 76,300 | 17,000 |
| 付与 | — | — | — | — |
| 失効 | — | — | 1,500 | — |
| 権利確定 | — | — | 74,800 | — |
| 未確定残 | — | — | — | 17,000 |
| 権利確定後 (株) | | | | |
| 前期末 | 190,200 | 172,200 | 123,000 | 17,000 |
| 権利確定 | — | — | 74,800 | — |
| 権利行使 | — | — | — | — |
| 失効 | 11,600 | 10,900 | 12,300 | — |
| 未行使残 | 178,600 | 161,300 | 185,500 | 17,000 |
| | 平成20年第1回 ストック・オプション | 平成20年第2回 ストック・オプション | 平成21年第1回 ストック・オプション | 平成21年第2回 ストック・オプション |
| 権利確定前 (株) | | | | |
| 前期末 | 108,900 | 2,500 | 269,100 | 10,000 |
| 付与 | — | — | — | — |
| 失効 | 8,400 | — | 16,100 | — |
| 権利確定 | — | — | 140,300 | — |
| 未確定残 | 100,500 | 2,500 | 112,700 | 10,000 |
| 権利確定後 (株) | | | | |
| 前期末 | 128,200 | 2,500 | — | — |
| 権利確定 | — | — | 140,300 | — |
| 権利行使 | — | — | — | — |
| 失効 | 9,500 | — | 3,900 | — |
| 未行使残 | 118,700 | 2,500 | 136,400 | — |

| | 平成22年第1回 ストック・オプション | 平成23年第1回 ストック・オプション |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 権利確定前 (株) | | |
| 前期末 | 296,600 | — |
| 付与 | — | 313,700 |
| 失効 | 25,400 | 12,300 |
| 権利確定 | — | — |
| 未確定残 | 271,200 | 301,400 |
| 権利確定後 (株) | | |
| 前期末 | — | — |
| 権利確定 | — | — |
| 権利行使 | — | — |
| 失効 | — | — |
| 未行使残 | — | — |

②単価情報

| | | 平成13年 ストック・オプション | 平成14年第1回 ストック・オプション |
|--------------|-----|---------------------|------------------------|
| 権利行使価格 | (円) | 11,780 | 3,870 |
| 行使時平均株価 | (円) | — | — |
| 公正な評価単価(付与日) | (円) | — | — |

| | | 平成15年第1回 ストック・オプション | 平成16年 ストック・オプション |
|--------------|-----|------------------------|---------------------|
| 権利行使価格 | (円) | 5,931 | 5,583 |
| 行使時平均株価 | (円) | — | — |
| 公正な評価単価(付与日) | (円) | — | — |

| | | 平成17年第1回 ストック・オプション | 平成18年第1回 ストック・オプション |
|--------------|-----|------------------------|------------------------|
| 権利行使価格 | (円) | 5,000 | 5,490 |
| 行使時平均株価 | (円) | — | — |
| 公正な評価単価(付与日) | (円) | — | 1,732 |

| | | 平成19年第2回 ストック・オプション | 平成19年第3回 ストック・オプション |
|--------------|-----|------------------------|------------------------|
| 権利行使価格 | (円) | 5,240 | 4,679 |
| 行使時平均株価 | (円) | — | — |
| 公正な評価単価(付与日) | (円) | 1,485 | 893 |

| | | 平成20年第1回 ストック・オプション | 平成20年第2回 ストック・オプション |
|--------------|-----|------------------------|------------------------|
| 権利行使価格 | (円) | 4,787 | 3,819 |
| 行使時平均株価 | (円) | — | — |
| 公正な評価単価(付与日) | (円) | 736 | 650 |

| | | 平成21年第1回 ストック・オプション | 平成21年第2回 ストック・オプション |
|--------------|-----|------------------------|------------------------|
| 権利行使価格 | (円) | 3,930 | 4,640 |
| 行使時平均株価 | (円) | — | — |
| 公正な評価単価(付与日) | (円) | 649 | 678 |

| | | 平成22年第1回 ストック・オプション | 平成23年第1回 ストック・オプション |
|--------------|-----|------------------------|------------------------|
| 権利行使価格 | (円) | 4,338 | 2,698 |
| 行使時平均株価 | (円) | — | — |
| 公正な評価単価(付与日) | (円) | 534 | 524 |

4 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成23年第1回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

| | | 平成23年第1回 ストック・オプション |
|---------|-------|------------------------|
| 株価変動性 | (注) 1 | 28.4% |
| 予想残存期間 | (注) 2 | 6.5年 |
| 予想配当利回り | (注) 3 | 2.67% |
| 無リスク利子率 | (注) 4 | 0.36% |

- (注) 1 予想残存期間に対応する期間の過去株価実績に基づき算定しております。
2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものとして見積もっております。
3 平成24年5月期の予想配当額(平成23年6月30日公表)によっております。
4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | 前事業年度 (平成23年5月31日) | 当事業年度 (平成24年5月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| (1) 流動資産 | | |
| 未払金 | 373百万円 | 186百万円 |
| 未払事業税 | 632 " | 634 " |
| 前受金 | 127 " | 183 " |
| 賞与引当金 | 872 " | 693 " |
| その他 | 210 " | 287 " |
| 計 | 2,216百万円 | 1,986百万円 |
| (2) 固定資産 | | |
| 減価償却費超過額 | 175百万円 | 231百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 32 " | 21 " |
| その他有価証券評価差額金 | 13 " | 12 " |
| その他 | 28 " | 65 " |
| 計 | 250百万円 | 330百万円 |

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前期及び当期における当該差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。

当事業年度の税金費用の計算にあたり、平成24年6月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、変更後の法定実効税率を適用して繰延税金資産及び繰延税金負債を計算しております。

なお、この変更による影響額は、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、最高意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。当社は、経営組織の形態、製品・サービスの特性に基づき、事業セグメントを集約した上で、「ソフトウェア・ライセンス」、「アップデート&プロダクト・サポート」、「ハードウェア・システムズ」、「サービス」の4つを報告セグメントとしております。

「ソフトウェア・ライセンス」は企業活動で利用される様々なデータベース管理ソフトウェア、ミドルウェア及びアプリケーションソフトウェアを販売しております。

「アップデート&プロダクト・サポート」はソフトウェア・ライセンスの更新権及び技術サポートの提供を行っております。

「ハードウェア・システムズ」はサーバーやストレージ等のハードウェアの販売及びハードウェア製品の技術サポート、修理、メンテナンス等の提供を行っております。

「サービス」はコンサルティングサービス、クラウドサービス、エデュケーションサービスの提供を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度（第26期）（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | | 調整額 (注) 1 | 損益計算書 計上額 (注) 2 |
|----------------------|--------------|-------------------|--------------|--------|---------|--------------|-----------------------|
| | ソフトウェア・ライセンス | アップデート&プロダクト・サポート | ハードウェア・システムズ | サービス | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 38,666 | 61,924 | 15,437 | 16,695 | 132,724 | — | 132,724 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 38,666 | 61,924 | 15,437 | 16,695 | 132,724 | — | 132,724 |
| セグメント利益 | 5,823 | 32,595 | 1,057 | 2,930 | 42,406 | △5,215 | 37,191 |
| その他の項目 減価償却費(注) 3 | 665 | 183 | 85 | 346 | 1,280 | 218 | 1,498 |

- (注) 1. セグメント利益の調整額△5,215百万円は、全社費用であります。主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。
2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. 「調整額」の区分の「減価償却費」は主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。
4. 資産についてのセグメント情報は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

当事業年度（第27期）（自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | | 調整額 (注) 1 | 損益計算書 計上額 (注) 2 |
|----------------------|--------------|-------------------|--------------|--------|---------|--------------|-----------------------|
| | ソフトウェア・ライセンス | アップデート&プロダクト・サポート | ハードウェア・システムズ | サービス | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 42,452 | 64,986 | 20,484 | 14,995 | 142,919 | — | 142,919 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 42,452 | 64,986 | 20,484 | 14,995 | 142,919 | — | 142,919 |
| セグメント利益 | 7,106 | 34,410 | 1,061 | 2,623 | 45,201 | △4,769 | 40,432 |
| その他の項目 減価償却費(注) 3 | 676 | 182 | 103 | 294 | 1,257 | 230 | 1,488 |

- (注) 1. セグメント利益の調整額△4,769百万円は、全社費用であります。主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。
2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. 「調整額」の区分の「減価償却費」は主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。
4. 資産についてのセグメント情報は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

【関連情報】

前事業年度（第26期）（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|-----------|--------|---|
| 日本電気㈱ | 15,523 | ソフトウェア・ライセンス、アップデート&プロダクト・サポート、ハードウェア・システムズ及びサービス |

当事業年度（第27期）（自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|-----------------|--------|---|
| 日本電気㈱ | 17,202 | ソフトウェア・ライセンス、アップデート&プロダクト・サポート、ハードウェア・システムズ及びサービス |
| 伊藤忠テクノソリューションズ㈱ | 14,754 | ソフトウェア・ライセンス、アップデート&プロダクト・サポート、ハードウェア・システムズ及びサービス |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（第26期）（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-------------|-------------------------|------------|----------|---------------------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|---------------|-------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | Oracle America, Inc. | 米国カリフォルニア州 | 0千ドル | ソフトウェア及びハードウェアの開発・販売及びこれらに付随するサービスの提供 | — | オラクルグループ会社間取引の資金決済及び資金貸付け | 資金貸付け (注) 1 | 37,986 | 短期貸付金 | 37,986 |
| | | | | | | | オラクルグループ会社間取引の資金決済 (注) 2 | 18,724 | 買掛金 | 3,699 |
| | | | | | | | | 18,396 | 未払金 | 3,537 |
| 同一の親会社を持つ会社 | オラクル・インターナショナル・コーポレーション | 米国カリフォルニア州 | 0千ドル | 知的財産権の保有・管理 | — | 販売代理店契約の締結 | ロイヤルティ料の支払 (注) 3 | 32,687 | 買掛金 | 4,106 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
なお、当該取引による当期計上の受取利息額は3百万円であります。
- オラクル・コーポレーションのグループ会社間取引（オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの取引を除く）の資金決済については、Oracle America, Inc.の口座を通じて決済されております。上記買掛金における取引金額は決済金額であり、その主なものは親会社の子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（東京都港区）に対する支払ロイヤルティ（当期計上額8,340百万円）及び当期より新たに設立されたハードウェア・システムズ部門に係る商品等の仕入（当期計上額10,151百万円）であります。なお、当該ロイヤルティの料率及び商品等の仕入価格については、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。
- ロイヤルティ料については、オラクル製品の売上高の一定割合によっており、その料率はオラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

当事業年度（第27期）（自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日）

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-------------------------|-------------------------------------|--------------------|--------------|---|-------------------------------|---|---|---------------|-----|---------------|
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | Oracle America, Inc. | 米国 カリフォル ニア州 | 0千ドル | ソフトウェア 及びハード ウェアの 開発・販売 及びこれら に付随する サービスの 提供 | — | オラクル グループ 会社間取 引の資金 決済及び 資金貸付 け | 短期貸付金 の回収 (注) 1 | 37,986 | — | — |
| | | | | | | | オラクル グループ 会社間取 引の資金 決済 (注) 2 | 21,158 | 買掛金 | 5,918 |
| | | | | | | | | 18,932 | 未払金 | 1,590 |
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | オラクル・イ ンターナシ ョナル・コー ポレーション | 米国 カリフォル ニア州 | 0千ドル | 知的財産権 の保有・管 理 | — | 販売代理店 契約の締結 | ロイヤルテ ィ料の支払 (注) 3 | 34,290 | 買掛金 | 3,450 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
なお、当該取引による受取利息額は17百万円（当期計上額は14百万円）です。
- オラクル・コーポレーションのグループ会社間取引（オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの取引を除く）の資金決済については、Oracle America, Inc.の口座を通じて決済されております。上記買掛金及び未払金における取引金額は決済金額であり、その主なものは親会社の子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社（平成24年3月に株式会社から合同会社へ改組 東京都港区）に対する支払ロイヤルティ（当期計上額 9,650百万円）及びハードウェア・システムズ部門に係る商品等の仕入（当期計上額 12,461百万円）であります。なお、当該ロイヤルティの料率及び商品等の仕入価格については、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。
- ロイヤルティ料については、オラクル製品の売上高の一定割合によっており、その料率はオラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

当社の親会社等には、「オラクル・コーポレーション」、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」の4社があります。当社の実質的な親会社である「オラクル・コーポレーション」は、外国上場会社(米国ナスダック証券取引所)であります。「オラクル・システムズ・コーポレーション」は「オラクル・コーポレーション」の子会社であり、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の親会社であります。当社の直接の親会社「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」は、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の子会社であります。

「オラクル・コーポレーション」は、上記4社と当社を含んだ財務報告書を継続開示しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 項目 | 前事業年度(第26期) (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日) | 当事業年度(第27期) (自平成23年6月1日 至平成24年5月31日) |
|-------------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 671.67円 | 468.20円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 173.62円 | 186.55円 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 | 173.62円 | — |

(注) 1. 当事業年度は、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | 前事業年度(第26期) (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日) | 当事業年度(第27期) (自平成23年6月1日 至平成24年5月31日) |
|---|---|--|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益(百万円) | 22,065 | 23,709 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益(百万円) | 22,065 | 23,709 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 127,091,939 | 127,092,405 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益調整額(百万円) | — | — |
| 普通株式増加数(株) | 3,219 | — |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | <p>新株予約権11種類(新株予約権の数 17,276個)</p> <p>新株引受権 1種類(新株引受権の株式の数 172,500株)</p> <p>これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p> | — |

(会計方針の変更)

当事業年度より、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額は、173.61円であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

| 銘柄 | | 株式数(株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | |
|------------|-------------|-------------------------|-------------------|----|
| 投資 有価証券 | その他 有価証券 | 新日鉄ソリューションズ(株) | 45,600 | 64 |
| | | (株)ワイ・ディ・シー | 150 | 52 |
| | | (株)コンストラクション・イーシー・ドットコム | 564 | 27 |
| | | リバンスネット(株) | 400 | 20 |
| | | イー・ビー・ソリューションズ(株) | 180 | 9 |
| 計 | | 46,894 | 173 | |

【その他】

| 種類及び銘柄 | | 投資口数等 | 貸借対照表計上額 (百万円) | |
|--------|-------------|--------------------|-------------------|-------|
| 有価証券 | その他 有価証券 | (証券投資信託の受益証券) | | |
| | | JPY LIQUIDITY FUND | 2,005,755,467口 | 2,005 |
| | | 小計 | 2,005,755,467口 | 2,005 |
| 計 | | 2,005,755,467口 | 2,005 | |

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円) | 当期償却額 (百万円) | 差引当期末 残高 (百万円) |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|--|----------------|----------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 17,697 | 7 | 31 | 17,673 | 3,458 | 901 | 14,215 |
| 工具、器具及び備品 | 3,883 | 247 | 282 | 3,848 | 2,780 | 572 | 1,067 |
| 土地 | 26,057 | — | — | 26,057 | — | — | 26,057 |
| 有形固定資産計 | 47,637 | 255 | 314 | 47,578 | 6,238 | 1,473 | 41,340 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | — | — | — | 101 | 81 | 14 | 20 |
| その他 | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無形固定資産計 | — | — | — | 101 | 81 | 14 | 20 |

(注) 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (目的使用) (百万円) | 当期減少額 (その他) (百万円) | 当期末残高 (百万円) |
|---------|----------------|----------------|--------------------------|-------------------------|----------------|
| 貸倒引当金 | 12 | 2 | — | 3 | 12 |
| 賞与引当金 | 2,144 | 1,825 | 2,144 | — | 1,825 |
| 役員賞与引当金 | 36 | 21 | 36 | — | 21 |
| 製品保証引当金 | 4 | 160 | 4 | — | 160 |

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替等による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

1) 現金及び預金

| 区分 | 金額(百万円) |
|------|---------|
| 現金 | — |
| 預金 | |
| 当座預金 | 1,022 |
| 普通預金 | 20,340 |
| 別段預金 | 125 |
| 定期預金 | 23,000 |
| 合計 | 44,488 |

2) 売掛金

(イ) 相手先別内訳

| 相手先 | 金額(百万円) |
|-------------------|---------|
| 日本電気(株) | 3,163 |
| 伊藤忠テクノソリューションズ(株) | 2,210 |
| 富士通(株) | 1,919 |
| 東芝ソリューション(株) | 1,006 |
| マツダ(株) | 784 |
| その他 | 10,206 |
| 合計 | 19,291 |

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高 (百万円) | 当期発生高 (百万円) | 当期回収高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$ |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------------------------|---|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ | |
| 22,093 | 150,040 | 152,842 | 19,291 | 88.8 | 50.5 |

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

3) 商品及び製品

| 品目 | 金額(百万円) |
|--------|---------|
| 研修テキスト | 0 |
| 合計 | 0 |

② 負債の部

1) 買掛金

| 相手先 | 金額(百万円) |
|-------------------------|---------|
| Oracle America, Inc. | 5,918 |
| オラクル・インターナショナル・コーポレーション | 3,450 |
| フォレックス(株) | 43 |
| (株)ユー・エス・イー | 26 |
| (株)ヒューマンベース | 19 |
| その他 | 11 |
| 合計 | 9,470 |

2) 未払法人税等

| 区分 | 金額(百万円) |
|-------|---------|
| 未払法人税 | 5,987 |
| 未払住民税 | 1,247 |
| 未払事業税 | 1,670 |
| 合計 | 8,904 |

3) 前受金

| 相手先 | 金額(百万円) |
|-------------------|---------|
| 伊藤忠テクノソリューションズ(株) | 2,935 |
| 日本電気(株) | 2,194 |
| NSSLCサービス(株) | 1,544 |
| (株)アシスト | 1,100 |
| 新日鉄ソリューションズ(株) | 938 |
| その他 | 17,082 |
| 合計 | 25,795 |

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当事業年度 |
|---------------------------|--------|--------|---------|---------|
| 売上高 (百万円) | 32,694 | 66,588 | 102,221 | 142,919 |
| 税引前四半期 (当期)純利益金額 (百万円) | 8,999 | 18,224 | 28,495 | 40,512 |
| 四半期 (当期)純利益金額 (百万円) | 5,280 | 10,736 | 16,632 | 23,709 |
| 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円) | 41.55 | 84.48 | 130.87 | 186.55 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり 四半期純利益金額 (円) | 41.55 | 42.93 | 46.40 | 55.68 |

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|--|
| 事業年度 | 6月1日から5月31日まで |
| 定時株主総会 | 8月中 |
| 基準日 | 5月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 11月30日 5月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 株主名簿管理人 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | — |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.oracle.com/jp/corporate/investor-relations/index.html |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利および請求を行う権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集新株の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利および請求を行う権利

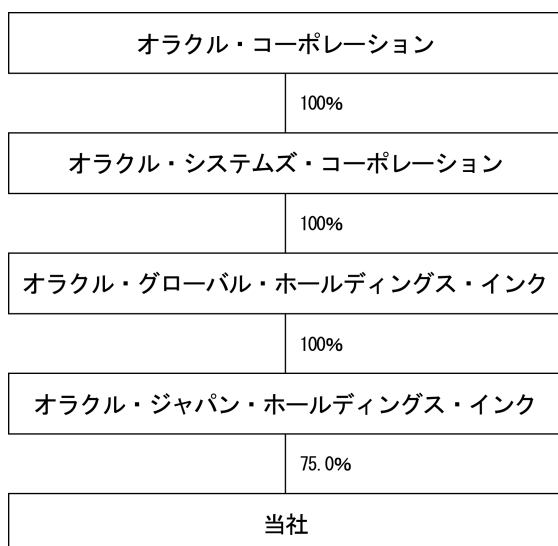
第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社の親会社等には、「オラクル・コーポレーション」、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」の4社があります。当社の実質的な親会社である「オラクル・コーポレーション」は、外国上場会社(米国ナスダック証券取引所)であります。「オラクル・システムズ・コーポレーション」は「オラクル・コーポレーション」の子会社であり、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の親会社であります。当社の直接の親会社「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」は、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の子会社であります。

「オラクル・コーポレーション」は、上記4社と当社を含んだ財務報告書を継続開示しております。なお、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」は、親会社等状況報告書を提出していません。

[当社と親会社等との系統図]



(注) 上記の議決権保有割合には、間接所有を含みます。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書
平成23年8月26日 関東財務局長に提出
事業年度(第26期) (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

- (2) 内部統制報告書
平成23年8月26日 関東財務局長に提出
事業年度(第26期) (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

- (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書
第27期第1四半期報告書(自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日) 平成23年10月13日
関東財務局長に提出
第27期第2四半期報告書(自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日) 平成24年1月13日
関東財務局長に提出
第27期第3四半期報告書(自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日) 平成24年4月12日
関東財務局長に提出

- (4) 臨時報告書
平成23年9月14日 関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2
(ストックオプションとしての新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。
平成24年7月4日 関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2
(ストックオプションとしての新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

- (5) 臨時報告書の訂正報告書
平成23年10月6日 関東財務局長に提出
平成23年9月14日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 8 月24日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸 田 彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 一 裕 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成24年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本オラクル株式会社の平成24年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本オラクル株式会社が平成24年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※1 上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月27日

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役 副社長 最高財務責任者 野坂 茂

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表執行役 社長 最高経営責任者である遠藤隆雄及び当社執行役 副社長 最高財務責任者である野坂茂は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年5月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を与える内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる売上高及び売掛金にかかる勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業及び業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成24年5月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月27日

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役 副社長 最高財務責任者 野坂 茂

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤隆雄および当社執行役 副社長 最高財務責任者 野坂茂は、当社の第27期（自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。